

平成29年度教育委員会定例会会議録

【日時】 平成30年3月20日（火）

【開会】 14時00分

【閉会】 17時01分

【場所】 教育会館 第1会議室

【出席委員】

教育長 渡邊 直美

委員 前田 博明

委員 中村 香

委員 濱谷 由美子

委員 小原 良

【欠席委員】

教育長職務代理者 吉崎 静夫

【出席職員】

教育次長 西 義行

教育委員会事務局担当部長 総合教育センター所長兼務 小松 典子

総務部長 小椋 信也

総務部担当部長 橋谷 由紀

教育環境整備推進室長 野本 宏一

学校教育部長 市川 洋

生涯学習部長 金子 浩美

庶務課長 池之上 健一

庶務課担当課長 山田 哲郎

企画課長 古内 久

健康給食推進室担当課長 田中 一平

カリキュラムセンター室長 鈴木 克彦

カリキュラムセンター指導主事 宮嶋 俊哲

カリキュラムセンター指導主事 永田 賢

カリキュラムセンター指導主事 鶴木 朋和

教職員人事課担当課長 金子 清

企画課担当係長 外山 裕一

企画課職員 齋藤 奈津美

企画課職員 横田 和也

指導課担当課長 佐藤 俊司

調査・委員会担当係長 高橋 勉

書記 茅根 真帆

指導課指導主事 吉澤 晋

生涯学習推進課長 大島 直樹

庶務課課長補佐 武田 充功

教職員人事課長 広瀬 進

教職員人事課担当係長 武田 雅規

教職員企画課担当課長 佐藤 忠光

健康教育課担当課長 辻 敏明

文化財課長 服部 隆博

教育改革推進担当担当課長 田中 仁浩

教育改革推進担当課長補佐 飯草 英彦

【署名人】

委員 中村 香

委員 前田 博明

(14時00分 開会)

1 開会宣言

【渡邊教育長】

ただいまから、教育委員会定例会を開会いたします。

本日は、吉崎委員が所用により欠席でございますが、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」第14条第3項に定める定足数に達しておりますので、会議は成立しております。

2 開催時間

【渡邊教育長】

本日の会期は、14時00分から17時00分までといたします。

3 傍聴（傍聴者 5名）

【渡邊教育長】

本日は、傍聴の申出がございますので、「川崎市教育委員会会議規則」第13条の規定により、許可すること異議はございませんでしょうか。

【各委員】

<了承>

【渡邊教育長】

また、「川崎市教育委員会傍聴人規則」第2条の規定により、本日の傍聴人の定員を20名程度とし、先着順としてよろしいでしょうか。

【各委員】

<了承>

【渡邊教育長】

では、異議なしとして傍聴を許可します。

また、報道機関より撮影などの申し出がございますが、「川崎市教育委員会傍聴人規則」第4条ただし書の規定により、ただいまから議事事項に入るまでの間に限り、撮影などの許可をしてもよろしいでしょうか。

【各委員】

<了承>

【渡邊教育長】

それでは、異議なしとして、報道機関に限り、ただいまから議事事項に入るまでの間、「川崎市教育委員会傍聴人規則」第4条ただし書の規定により、会議中の撮影などの許可をいたします。

4 非公開案件

【渡邊教育長】

本日の日程は、配布のとおりでございますが、報告事項No.4は、特定の個人が識別され得る情報が含まれており、公開することにより、個人の権利利益を害するおそれや、事務の適正な執行に支障が生じるおそれがあるため、議案第87号、議案第88号及び議案第89号は、人事管理に係る内容のため、公開することにより、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれがあるため、この案件を非公開とすることによろしいでしょうか。

【各委員】

<了承>

【渡邊教育長】

それでは、そのように決定いたします。

なお、議案第87号、議案第88号につきましては、議決後は公開しても支障がないため、会議録には掲載させていただきます。

5 署名人

【渡邊教育長】

次に、署名人でございます。本日の会議録署名人は、「川崎市教育委員会会議規則」第15条の規定により、中村委員と前田委員にお願いいたします。

6 報告事項 I

報告事項 No. 1 叙勲について

【渡邊教育長】

それでは、報告事項 I に入ります。

「報告事項No.1 叙勲について」でございます。説明を庶務課長にお願いいたします。

【池之上庶務課長】

「報告事項No.1 叙勲について」、御報告を申し上げます。高齢者叙勲を受けられた方が1名いらっしゃり、その受章者氏名等につきましては、お手元の資料記載のとおりでございます。

望月先生におかれましては、昭和24年4月に教職の道を歩み始められ、平成2年に川崎市立

東小倉小学校長として退職されるまでの41年間、教育の発展に御尽力いただきました。特に、校長時代は、地域との結びつきを大切にされた学校経営を展開されるとともに、校内の緑化推進等教育環境の整備にも取り組まれました。また、川崎市立小学校国語研究会長を務められ、国語教育の水準の向上に寄与されました。今回、その長年の教育功勞に対して、叙勲を受けられたものでございます。

報告事項No.1につきましては、以上でございます。よろしくお願いいたします。

【渡邊教育長】

以上のとおり、説明をいただきました。何か御質問などはございますでしょうか。よろしいですか。

それでは、報告事項No.1につきまして承認してよろしいでしょうか。

【各委員】

<承認>

【渡邊教育長】

それでは、報告事項No.1は承認いたします。

報告事項 No. 2 平成29年度中学校給食に関するアンケートの集計結果について

【渡邊教育長】

次に、「報告事項No.2 平成29年度中学校給食に関するアンケートの集計結果について」でございます。

説明を健康給食推進室担当課長にお願いいたします。

【田中健康給食推進室担当課長】

それでは、「平成29年度中学校給食に関するアンケートの集計結果について」、御説明をいたします。

はじめに、アンケートの概要でございますが、中学校完全給食の質的向上と給食実施に係る課題把握を目的とするものでございます。

調査対象でございますが、学校給食センター配送対象校48校から各区2校を抽出し、在籍する生徒、各学年1クラス及びその保護者並びに教職員を対象といたしました。なお、対象校につきましては、学校の事務負担軽減も考慮し、他の調査等が重複しないよう、校長会とも調整を図りながら、選定したものでございます。

調査内容でございますが、生徒・保護者・教職員にそれぞれ設問項目を設定いたしました。

調査期間は、平成30年2月8日から2月20日まで。調査方法は、無記名回答方式でございます。

次に、回収状況でございますが、全体で3,475人に配布し、3,135人から回答があり、

回収率は90.2%でございました。

1ページおめくりください。備考でございますが、本アンケート結果では、保護者の約97%が「給食が始まってよい」と回答するとともに、生徒の約83%が給食を「おいしい」と回答するなど、給食運営がおおむね順調に行われている様子が伺われるところでございますが、引き続き、より良質な中学校給食の提供及び円滑な給食運営に努めてまいります。

それでは、アンケートの各項目について御説明いたしますので、資料3枚目、アンケート生徒用1ページをごらんください。

問1、給食の味については、「おいしい」が35.8%、これに「どちらかといえば、おいしい」の47.5%を合わせますと、合計で83.3%となっております。

一方、「どちらかといえば、おいしくない」、「おいしくない」が16.3%あり、問2でその理由を伺ったところ、「好みでない味のときがある」、「味が薄い」などの意見がございました。

2ページをごらんください。問3、給食の量については、「ちょうどよい」が50.4%、また3割弱の生徒が「多い」、もしくは「やや多い」。約2割の生徒が「やや少ない」もしくは「少ない」と回答しております。また、学年が上がるにつれ、給食の量を多く感じている傾向が見られました。

次に、問4、給食の味付けについては、「ちょうどよい」が54%となった一方で、3割を超える生徒から「やや薄い」もしくは「薄い」との回答がございました。

3ページをごらんください。問5、給食の食べ残しについては、「いつも残さず全部食べている」が68.6%、また「ときどき残す」、「いつも残す」が31%あり、問6でその理由を伺ったところ、「嫌いな(苦手な)ものがあるから」が274件と最も多くなっております。

4ページをごらんください。問7では、さらに、食べ残す食品について伺ったところ、「野菜が入ったおかず」が最も多い結果となりました。

次に、問8、中学校給食が始まったことについては、「よい」、「どちらかといえばよい」を合計すると、66.4%となっております。

5ページをごらんください。問9、中学校給食が始まってよかった理由については、「家の人がお弁当をつくらなくてよいから」が508件と最も多くなっております。

次に、問10ではよくなかった理由を伺ったところ、「家からのお弁当のほうがよいから」が289件と最も多くなっております。

6ページをごらんください。問11、給食開始に伴う変化については、「以前よりも野菜を食べるようになった」が294件、「嫌いなものも食べようとするようになった」が214件あり、こうした変化に給食実施の効果があらわれているものと考えております。

7ページをごらんください。問12、はし等の持参については、「いつも忘れずに持ってきている」が67.9%でございました。なお、学校では、はしを忘れた生徒に対し、割りばしを貸与しておりますが、引き続きはしの持参が習慣化するよう努めてまいります。

次に、問13、はし等の洗浄については、「いつも自分で洗っている」、「ときどき自分で洗っている」が57.4%でございました。

次に、問14、マイはし制度について記述式で伺ったところ、「よい」との記述が389件と最も多く、次いで「面倒」との記述が245件でございました。

8ページをごらんください。問15、献立表等については、「いつも見ている」、「ときどき見て

いる」が合計で63.7%でございました。

次に、問16、献立表等を見ていない理由については、「興味関心がないから」が302件でございました。

9ページをごらんください。問17、好きな献立については、表のとおり人気のあった献立から順にまとめておりますので、後ほど御参照ください。

次に、問18、配膳方法や使用する器具については、困ったことが「ない」が78.8%、一方で「ある」と回答した18.3%の意見としては、「食器などが重い、器具が使いづらい」などの記述がございました。

10ページをごらんください。問19、給食時間については、「ちょうどよい」が46.5%、次いで「短い」が44.3%でございました。学年が上がるほど、「ちょうどよい」、「長い」との回答がふえる傾向が見られましたが、配膳になれるに従って、喫食時間を確保できるものと考えておりますので、十分な喫食時間が確保できるよう、各学校とも引き続き調整してまいります。

次に、問20、給食の時間の感じ方については、「楽しい」、「どちらかといえば楽しい」が合計で84%でございました。

次に、問21、家庭の中での話題については、食事のマナーや食べ物について「よく話題になる」、「ときどき話題になる」が合計で51.3%でございました。

11ページをごらんください。問22、朝食の喫食率については、「毎日食べる」が78.1%でございました。

次の問23で、朝食内容を確認したところ、「主食とおかず」というバランスのよい朝食をとっている割合は45%、次いで「主食だけ」が43.2%でございました。若干の数値変化ではございますが、学年が上がるほど主食とおかずがそろった朝食を食べなくなる傾向が見られました。

12ページをごらんください。問24、朝食の喫食状況については、「ひとり」で食べている生徒が36.3%でございました。

次に、問25、学校での眠気については、「眠くなることはない」、「たまに眠くなる」が59.2%でございました。

13ページをごらんください。問26、かわさきそだちの野菜の認知度については、「知っている」が44.3%でございました。

次の問27で、かわさきそだちの野菜についてどう感じているかを確認したところ、「市内で野菜をつくっていることに驚いた」が合計で257件と最も多く、次いで「野菜をつくっている人に感謝した」などの回答があり、地場産物使用による食育の効果があらわれているものと考えております。

14ページをごらんください。自由記入欄に記入のあった意見を分類してございますので、後ほど御参照ください。

それでは、1枚おめくりいただきまして、アンケートの保護者用の1ページをごらんください。

はじめに、問1、中学校給食が始まったことについては、「よい」、「どちらかといえばよい」が97.5%でございました。また、1ページおめくりいただき、問2でよかった理由を伺ったところ、「中学生の栄養バランスに配慮されているから」が658件と最も多くなっております。

3ページをごらんください。問4、食育については「関心がある」、「どちらかと言えば関心がある」が91.7%でございました。

次に、問5、心がけている食習慣については、「規則正しく1日3食食べる」ことが715件と最も多くございました。

4ページをごらんください。問6、食習慣などについての心配については、「偏食」が477件、「欠食」が160件でございました。

次に、問7、給食開始に伴う家庭での変化については、「食べ物の話題がふえた」が289件、「嫌いなものを食べようとするようになった」が103件でございました。

5ページをごらんください。問8、献立表等については、「見ている」、「ときどき見ている」が73.9%。また問9にまいりまして、献立表等の活用方法としては、「献立や食材を確認している」、「家庭での食事作りの参考にしている・メニューが重ならないようにしている」との回答が多くを占めました。

6ページをごらんください。問11、「かわさきそだち」の野菜については、「知っている」が59.4%でございました。

最後に、自由記入欄の意見を整理しておりますので、後ほど御参照ください。

それでは、また1枚おめくりいただきまして、アンケート教職員用の1ページをごらんください。

問1、食べ残しについては、「ほとんど残らない」が47.6%でございました。

2ページをごらんください。問2、中学校給食でよいと思うことについては、「栄養バランスがよく、いろいろな食物をバランスよく食べることができる」が333件と最も多く回答がございました。

次に、問3、食物アレルギーへの取組では、「十分に取り組んでいる」が95.3%となった一方で、「生徒本人任せになっている」などの意見も少数ながら見られたことから、今後とも食物アレルギー対応に関する啓発・周知、研修等の取組を進めてまいります。

3ページをごらんください。問5、中学校給食を活用したさらなる食育の充実については、「地場産物や郷土食等を活用した献立の充実」が必要との回答が175件と最も多くございました。

次に問6、給食開始に伴う生徒の変化については、「会話がふえた」が80件、「給食時間が楽しそう」が48件でございました。

4ページをごらんください。問7、「かわさきそだち」の野菜の認知度については、「知っている」が95.3%でございました。

次に問8、市内産農産物の効果については、「生徒の地域に対する関心や理解が深まる」が347件と最も多く回答がございました。

最後に、意見・要望につきましては、後ほど御参照ください。

アンケートの集計結果についての説明は以上でございます。

次に、参考資料をごらんください。本年2月に、川崎市栄養士会及び川崎市PTA連絡協議会理事会の方々を対象に、南部学校給食センターで試食していただき、その際アンケートを実施させていただきました。その結果につきまして、ポイントを幾つか抽出して御説明いたします。

問1、給食の味については、「おいしい」が37人、「どちらかといえばおいしい」が8人との評価をいただきました。

少し飛びまして、問4、給食の味付けについては、「ちょうどよい」が最も多くなっております。生徒のアンケートでは、3割を超える生徒が「やや薄い」、「薄い」との結果でございましたが、

「年齢による味覚の変化」や、「個人差」、「給食に対するなれ」などさまざまな原因があるものと考えており、引き続きおいしい給食の提供に努めてまいります。

2ページをごらんください。中段からは自由記入欄の意見をまとめております。新たに始まった中学校給食への期待や、内容への評価をいただいております。詳しくは、後ほど御参照ください。

こうした貴重な御意見を参考に、今後の献立作成や調理方法の工夫とともに、配膳や片づけがより円滑にできるよう、学校と連携しながら改善を図ってまいります。

今回のアンケート結果からは、子どもたちが給食の時間を楽しく過ごしている姿が浮かび上がるとともに、御家庭でも一定の割合で給食が話題になっている様子が伺えたところでございます。

今後も、おいしく健康的な給食として、内容をよりよいものとするよう努めるとともに、給食だよりや生徒指導を通じて、家庭とも連携しながら、さらなる食育の充実に取り組んでまいりたいと考えております。

御説明は以上でございます。

【渡邊教育長】

以上のとおり、説明をいただきました。大変多岐にわたる内容でございますけれども、御質問等がございましたらば、お願いしたいと思います。また、合わせて御感想とか御意見などもありましたらば、お聞かせいただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

濱谷委員どうぞ。

【濱谷委員】

アンケート、本当にお疲れさまでしたっていう感じでした。細かくやっていただいてよかったなというふうに思います。アンケートの中で見ますと、ほぼ良好というか、子どもたちも保護者の方も、また先生も給食が始まってよかったということが伝わってくるかなというふうに思いました。

中にはいろいろとありましたけれども、例えば味付けなど、薄く感じるというような意見もあったり、おいしくないとかいろいろとありましたけれども、味というのは小さいときからの味覚、慣れで、そういう味じゃないとおいしくなくていっちゃうので、中学生ぐらいがちょうどやっぱりこれから大人になっていくのに、本来ならば薄味に慣れてほしい年代かなというふうに思いますので、子どもたちは徐々になれていけば、それがおいしく感じるようにきつくなっていくのではないかなと思います。小学生もそうでしたけれども、私は以前小学校で栄養士をしていたころは、献立よりは1割ぐらい塩味を薄くつくっていました。最初は子どもたちも薄いか言っていたのですが、だんだん慣れると子どもは全然平気で、おいしいということで、異動してきた先生がここの給食は薄味だねと必ずおっしゃいました。でも、半年ぐらいすると先生方もそれなりに慣れてきてしまうので、味付けというのは、この味にやはり慣れていってほしいなって、大人になったときのためを思うと、こういう味で進めていくべきかなと。「まずい」って言われても、子どもたちに説明し、保護者にも説明しながら、少し見えるようにしてやっていけばいいのかなというふうにちょっと思いました。ありがとうございます。

【渡邊教育長】

味のお話をいろいろと伺いましたけれども、
中村委員どうぞ。

【中村委員】

お疲れさまでした。家庭での会話がふえたというのが、私はとてもうれしく思いました。中学校ぐらいになると、なかなか保護者の方と話さなくなってくる時期だと思うので、給食をきっかけに話すというのはとてもいいことだと思うし、あと給食を食べているときも楽しいということを書いてくれるのは、とてもいいことだと思います。これからもおいしくて、食育につながるような、また家庭にもつながっていくような給食を推進していただけたらと思います。

【渡邊教育長】

先ほど味のお話がありまして、この栄養士会と市P協にいろいろと御協力をいただいているのですが、もっと薄味だと思っていましたが、とてもおいしかったですなどというコメントがございしますが、何か中学校給食が薄味だというような先入観とってはなんでしょうけど、そういうものをひよっとしたらお持ちの方がいらっしゃるのかもしれませんがね。実際には、濃くないようにはしてはいらっしゃるのでしょうか、思っていたほどではなかったというような御感想なのかなというふうに思いましたけどね。

【田中健康給食推進室担当課長】

私どもでも何度も学校のほうを回らせていただいております、1週目のときにはやっぱり薄いねというような反応が子どもも教職員の方も多く聞かれましたけれども、2週目、3週目になると、何か味がしっかりしてきたですとか、おいしくなったという御意見を多く伺いますので、先ほどもお話にございましたように、慣れていただいたという面と、あと、毎食、毎食、本当に栄養士は献立の反省をしております、お昼休みもないような形で反省をして、次はこういう味付けにしようとか、こういうところの調理を工夫しようとか、反省をしております。本当においしくなっている部分もあるかと思えます。

【濱谷委員】

だしなどは、きちんとだしをとって化学調味料は使わずにきちんとされているので、本来ならば本物の味、野菜やいろいろなものの本当に味がだんだんわかってくるように、子どもはなるかなというふうに思います。

【渡邊教育長】

だし一つがね。もっと何か、そういうところを理解を広めてほしいところですね。

【田中健康給食推進室担当課長】

どこの都市でもそうなんですけど、やっぱりお味噌汁が、ちょっと最近の子どもたちが苦手なようで、慣れていただくまでには時間がかかる。特に、家で使っている味噌と違う味噌を使うと、

おいしく感じるまで時間がかかるというところですので、長い目で啓発していこうと思っております。

【渡邊教育長】

小原委員どうぞ。

【小原委員】

生徒のアンケートですけれども、問9の「おいしいから」というのが、合計で25.1%だったということで、3番目の「温かいものが食べられるから」というのが、これは48.8%なので、これはPTAとか、そういうところは保護者でも狙っていたところが出てきているかなと。

今後は、考えていかなきゃいけないのは、6番目の「家の人がお弁当を作らなくてよいから」というこのパーセンテージをいかに減らせるかというところが、やはり課題になってくるのかなと。この53.5%を上のおいしいからに変えていくことを考えていかなければいけないかなというふうに感じます。

あと、問10ですけれども、3の「準備や後片付けが大変だから」というのが、これは学年が上になるとパーセンテージが上がるんですけど、恐らくこれは小学校ではやっていたことが、中学校3年生だと、もう2年、3年空いているからということなので、多分時間がたてば、この1年生ぐらいの数値に近づく、38.2%に近づいてくるのかなというふうに考えています。

あとは、保護者のアンケートの2の食育について、問4ですね。問4で「食育について関心がある」、「どちらかといえば関心がある」が91.7%という、かなり高い回答が出ているので、保護者に投げかけるには、今がチャンスかなと。この中学校給食が始まったというところで、かなり関心が高いところなので、ここを使って様々なことを仕掛けていくのがよいかなというところ。問9のところに、「メニューが重ならないようにしている」というのが、結構高い数値で、パーセンテージで来ていますので、これは重ならないようにしているというのであれば、給食に重ならないような朝食や夕飯の提案とかというものを余力があればというところで、考えてもいいのかなというところですね。保護者はかなり夕飯のメニューをどうするかとかというのは、毎日、毎日かなり真剣に考えているみたいなので、その辺で給食と重ならないというところは考えてもいいかなというふうに思いました。

いずれにしても、これだけのアンケート、お疲れさまでした。

【渡邊教育長】

前田委員はいかがでしょう。

【前田委員】

今、小原委員のお話で、たしかどこかテレビで、地元のスーパーが近隣の小学校の給食メニューをスーパーの入り口に貼り出して、この小学校は今日はこれですよ。そうすると、それと重ならないメニューはこうですよというのを貼って、売り上げを伸ばしたというのを見た記憶があって、それと同じようなことが必要なのかなというのが1点と、あと私自身も大変子どものころ、好き嫌いが激しくて、今おかげで立派な成人病になっているのですが、そういうことを考えると、

ピーマンとか私も食べられなくて、今は大好きですけど、そういう意味では、そういう好き嫌い、偏食をなくすための、非常に刻んでとか、ハンバーグの中に入れちゃってわからないようにするとか、いろいろな努力がこれからされるのだろうなというふうに思いました。特に健康給食ですから、私自身が成人して、成人病になっているところを見ると、やっぱりそういうふうなことが影響しているのだろうと実感して感じますので、ぜひ健康給食ということで、アンケートで随分嫌いなものは残すというようなものも顕著に出ていますので、その辺の解決ができるようなメニュー作りを頑張ってくださいというふうに思いました。感想です。ありがとうございました。

【渡邊教育長】

あれですね。多少残ることがあるかもしれないけれども、いろいろな食材を経験してもらって、食べず嫌いのようなものをなくしていくというのが大事なんでしょうね。あまり子どもの嗜好だけを大事にしてしまうと、好きな献立も何かありましたけど、こういうものだけ出せば残りは少ないんでしょうけども、それでは今言われたように、この時期にもっともっといろいろな食材を味わってほしいという、その体験ができませんから、そのあたりは皆さんがやっぱりこの時期の何を体験してほしいのかというところを大事にお話しされていますから、残ることをあまりおそれ過ぎてはいけないのかなという感じもしましたので、その辺のバランスというのをとっていただきたいなという感じがしますよね。そのほか、いかがでしょうか。よろしいですか。

それでは、ただいまの報告事項No.2でございますが、承認してよろしいでしょうか。

【各委員】

<承認>

【渡邊教育長】

それでは、報告事項No.2は承認ということですよ。

報告事項 No. 3 平成29年度川崎市立中学校学習状況調査報告について

【渡邊教育長】

次に、「報告事項No.3 平成29年度川崎市立中学校学習状況調査報告について」でございます。

説明をカリキュラムセンター室長にお願いいたします。

【鈴木カリキュラムセンター室長】

よろしく申し上げます。

「平成29年度川崎市立中学校学習状況調査」につきまして、御報告をいたします。

はじめに、調査の概要、次に、具体的な設問や質問項目を取り上げて、教科の調査結果と生活や学習についてのアンケート結果について報告し、最後に調査結果の活用について御説明いたします。

それでは、お手元の資料1「平成29年度川崎市立中学校学習状況調査概要」の1ページをごらんください。

はじめに、「調査の目的」です。学習指導要領に示されている各教科の目標及び内容の「基礎的・基本的な知識・技能」、「思考力・判断力・表現力等」について学習したものが、いかに生徒に定着しているかを全市一斉に学年ごとの同一の問題によって調査する。そして、その結果を診断し、今後の学習指導の改善に役立たせる。また、生徒みずからが学習状況や学習課題の把握ができるようにするとしております。

2ページ、「調査の方法」をお開きください。各教科の問題を知識・技能と思考・判断・表現について出題し、それぞれについて分析しております。

また、解答用紙にはどちらの問題であるかわかるように、思考・判断・表現に関する問題には、問題番号に網かけをつけております。記述式の問題については、採点時に回答類型に従って、A、B、Cにマルがつけられます。また解答用紙の一番下には、知識・技能、思考・判断・表現それぞれの正答数の合計が示されます。

3ページをごらんください。調査結果から定着していると考えられることと、課題があると考えられることを示しました。知識・技能に関する問題では、国語では漢字を書くこと、社会では世界と日本との関連や時代の流れを理解すること、数学では数量の関係をあらわす式を目的に応じて変形すること、理科では密度や抵抗などの割り算の立式や計算、英語では正しいつづりで書くことなど、教科ごとの課題があることが明らかになりました。

思考・判断・表現に関する問題では、自分の考えを記述、説明することや、既習事項と関連づけること、データを活用することなど、各教科に共通した課題があることが明らかになりました。

本日の報告では、思考・判断・表現に関する問題から、課題があると捉えている内容にかかわる問題を各教科1問ずつ取り上げて、授業改善の手だてについて御説明いたします。

4ページ、国語をごらんください。文章を的確に読み取り、内容に係る説明について条件を満たして書くことについて出題いたしました。正答率は37%でした。伝えたい内容を条件に合わせて、言葉で説明することについて課題があります。読み取った内容を書くためには、自分が捉えたことを的確に言葉であらわせるようにすることが必要です。

授業改善の手だてとしては、目的や条件に応じて、自分の捉えたことを正確に書いたり、それをもとに説明したりする活動が考えられます。その際には、この表現で的確に伝えられているのか、条件に即して十分な説明をするためには、どうしたらよいのかなどを子どもたちが振り返り、改善してよりよい表現に高めていくことができるよう、指導の工夫をすることが大切になります。

5ページ、社会をごらんください。世界の諸地域の地域的特色について資料を読み取り、正しく判断することについて出題いたしました。正答率は43%でした。複数の資料から情報を読み取り、関連づけること、既習事項と関連づけることに課題があります。地理的分野の目標には、地域の諸事情を環境条件等と関連づけで考察することが示されています。

授業改善の手だてとして、諸地域の学習においては、地域的特色を捉えるための学習問題を設定し、気候や地形等の自然条件等と諸地域に見られる社会的事象を関連づけて考察し、課題を追究・解決する学習が挙げられます。

6ページ、数学をごらんください。多角形の角の性質に関する問題について、三角形の内角の和の性質を用いた1の説明を解釈し、2で三角形の外角の性質を用いた考え方の説明について、

根拠となる理由を入れて完成する問題を出題しました。正答率は11%であり、根拠となる事柄について正しく記述することに課題があります。

授業改善の手だてとしては、説明の過程において、何を根拠として用いてよいのか、どのように用いればよいのかについて、伝え合う活動が考えられ、その際複数の回答を比較したり、検討したりすることを通して、よりよい表現に高めることが大切です。

7ページ、理科をごらんください。同じ種類の静電気は反発するという知識を活用して、文脈の異なる二つの現象を説明する問題を出題しました。正答率は32%でした。反発ということが、物体が離れることと同じ意味であると考えて、ひも同士が離れて広がる現象とひもがパイプから離れて浮く現象の二つに適用することに課題が見られました。実際に行ったことがない実験の方法や結果においても、同じ原理を他に適用して、科学的に探究することができる力を養うことが大切です。

授業改善の手だてとしては、実験等の場面で複数の現象を体験させ、共通性に気づかせて、原理を導いたり、得られた原理を生かすことのできる違う場を用意したりするなど、適用範囲を広げる活動の設定が考えられます。

8ページ、英語をごらんください。英作文問題において、会話の流れや絵に適した文章を正しく書く問題を出題しました。正答率は16%でした。会話の場面や状況を理解し、それに適した英文を正しく書くことに課題があります。外国語を適切に使用するためには、その目的や場面、状況などを意識することが必要であり、その上で表現したり、伝え合ったりするように指導することが大切になります。

授業改善の手だてとしては、場面や状況を意識させた上で、お互いの気持ちや考えなどを伝え合うような活動を行っていくことが考えられます。また、正しく書くことに関しては、ただ短文を書かせるのではなく、まとまりのある英文を書く学習を繰り返す中で、正確な語彙の使い方や文法などを確認していくことが考えられます。

また、各教科共通で問題作成につきましても、生徒一人ひとりの学力を適切に把握できる問題になるよう、今後も研究に努めてまいります。

次に、生活や学習についてのアンケートより明らかになる生徒の状況について説明させていただきます。9ページをごらんください。

生活や学習についてのアンケートから、各教科の好感度について。10ページをごらんください。10ページは理解度について、それぞれ3年間の推移を示しております。授業に対する好感度、理解度、9ページ、10ページになりますが、つきましては、3年間の状況を見ますと、全体としては肯定的な回答が増加してきていると捉えております。好感度、理解度とも、教育課程研究会や授業研究会等、また学習指導事例集の活用等を通して、わかる授業、生徒が主体的に学習に取り組むことのできる授業への改善を促す取組を進めてきた成果であると考えております。今後も、できるようになりたいという意欲を大切にし、きめ細やかなわかる授業を進めていく必要があります。

11ページをごらんください。有用感につきましては、今年度質問の見直しを行いました。「生活の中で役に立っていると思いますか」から、「将来社会に出たときに役に立つと思いますか」に変更いたしました。この有用感、現在の生活、将来の生活のどちらにおいても大切なことですので、来年度につきましても、小学校と同様に両方の質問をすることにより、経年で変化を注意

深く分析してまいりたいと考えております。

また、学ぶ意義については、新学習指導要領でも大切にされておりますので、子どもたちが学ぶ意義を実感しながら、主体的に学習できるよう、指導の工夫をしていく必要があります。

12ページをごらんください。家庭生活の実態についてです。中央の携帯電話やスマートフォンの使い方について、家の人と約束したことは守っていますかという質問に対して、「きちんと守っている」、「だいたい守っている」と回答した生徒は6割を超えております。その下にあります1日当たりの携帯電話やスマートフォンの使用時間を尋ねる質問につきましては、4時間以上使用していると回答した生徒がおよそ1割、3時間以上、4時間より少ないと合わせると、およそ2割の生徒が3時間以上使用しており、家庭生活における携帯電話等の使用状況が明らかになりました。

携帯電話等の使い方については、家庭で約束事を決め、学校と家庭が連携して、情報活用について正しい知識を身につけるように働きかけるとともに、今後とも経年変化や全国調査との関係を見てまいります。

13ページをごらんください。自尊意識・将来に関する意識の質問に対して、自分には、よいところがありますか。難しいことでも失敗を恐れずに挑戦しますか。将来の夢や希望を持っていますかの質問に対して、「あてはまる」、「どちらかといえば、あてはまる」と回答した生徒はいずれも6割を超える結果が出ております。

今後も、各学校において、学校生活の中で子どもたちが自分のよさを知り、希望を持って物事に向き合っていられるよう、自尊感情等を育てていく教育活動を進めてまいりたいと考えております。

14ページをごらんください。あなたは自分の住んでいる町が好きですか。友達と協力しながら、活動したり勉強したりすることは好きですか、の質問につきましては、「あてはまる」と回答した生徒が、それぞれ8割を超える高い結果となっておりますが、平成28年度と比較すると、ほぼ同程度の結果となっております。自分の町を愛する気持ちや他者と協力することにつきましては、かわさき教育プランにおいても大切にしているところであります。今後も、各学校において、これらのことを意識した教育活動を進めてまいりたいと考えております。

最後に、調査結果の活用について御説明いたします。15ページをごらんください。こちらは、報告書に載せている主な誤答と分析の部分でございます。設問ごとに正答、正答率、無答率、主な誤答を示すとともに、授業改善への手だてを提案しています。これをもとに、先生方への周知の方法を工夫し、授業改善に役立てられるようにしてまいります。

16ページをごらんください。こちらは、保護者、生徒に提供する個人票のサンプルです。11月に調査を実施した後、冬休み前に配布しております。一人ひとりの生徒が学習に取り組む態度や家庭での学習のあり方を改善すること、学校や教員が指導方法や教育課程の検証・改善を図ること等に活用してまいりたいと考えております。

今後も、評価の調査では、学力をさらに適切に把握する問題を作成することや、回答状況の適切な把握と分析を行うこと、生活や学習についてのアンケートでは、経年での変化を丁寧に分析することなどに努め、各学校が調査の結果を活用し、指導方法の改善等に役立てられるよう取組を進めてまいりたいと考えております。

以上で、報告を終わらせていただきます。よろしく願いいたします。

【渡邊教育長】

以上のとおり、説明をいただきました。何か御質問などがございましたら、お願いをいたします。

【小原委員】

よろしいですか。

【渡邊教育長】

小原委員、お願いします。

【小原委員】

1つちょっと確認させてほしいんですけど、社会の問題で、問6で出ているんですけど。

【渡邊教育長】

5ページですか。

【小原委員】

はい。問題の1の自然環境と移民について、下のほうが（以下略）になっているのですが、これは下にもまだ文章が続いているんですか。

【鶴木カリキュラムセンター指導主事】

続いております。

【小原委員】

続いていますよね。この状態では答えようがないですよ。絶対ね。わかりました。それならばわかりました。

それと、もう一つ、二つ。生活や学習についてのアンケートについて、9ページからずっとあるんですけども、確認させていただきたいのは、平成27年から29年というふうにアンケート結果が出ていて、これは平成27年の1年生から3年生まで全部まとめたやつですか。

【鈴木カリキュラムセンター室長】

これは2年生の結果を。

【小原委員】

ということは、この調査は1年から3年まで全員やっているのですよね。

【鈴木カリキュラムセンター室長】

教科の調査については、1年、2年、3年ともに行っておりまして、この生活や学習について

のアンケートについては、2年生で行っております。

【小原委員】

そうするとあれですね。その年、その年の学年が答えているだけであって、継続で見ているわけではないということですね。1年生から3年生まで3年間で見たとかという形ではないということですね。

【渡邊教育長】

同じ生徒を追跡することは難しいわけですね。

【鈴木カリキュラムセンター室長】

そうですね。ただ、中学校3年生では全国の学力・学習状況調査を行っておりまして、なるべく同じ項目になるよう今工夫をしておりますので、そういう形では、2年生と3年生という比較もできるようには心がけております。

【小原委員】

一つ感じたのは、子どもたちが違うとなると、その年によってばらつきが絶対出るかなと思っているので、例えば授業を改善しました。次の年にこう変わったとかという、何というのかな、好きになったとかが上がったとかというのは、全然わからないんじゃないかっていうふうな気がしているのですね。それが例えば、全国のテストと同じような形にして、2年と3年でわかるようになればそれはそれなのですけども、調べるのであれば、一つの学年を継続的に調べていかないと、効果があったかどうかというのは、わからないと思います。だから、その辺は気をつけたほうがいいのか。

それと、12ページの携帯電話の使い方と携帯電話やスマートフォンの使用時間なんですけども、かなりスマートフォンを持っている中学生が多いので、この携帯電話の使い方という言い方が、もう時代的になじまなくなってきたかもしれないというものが一つ、それと、その下の携帯電話やスマートフォンの使用時間なんですけども、これは漠然と何時間使っていますかを聞くよりも、勉強以外って聞き方をしないと、今はスマートフォンで勉強する子がおりますので、そこはきちんと分けて考えないと、この時間数が多いから生活が悪いとかという評価にはならないというふうに考えないといけないので、勉強で何時間使っていますかとか、遊びでは何時間使っていますかという聞き方をしなければいけないようになってきているはずです。だから、そこはよく考えて、設問を変えていくとかってしないと、せっかく取ってももったいない結果になるかもしれないので、気をつけてください。以上です。

【渡邊教育長】

前田委員、いかがですか。

【前田委員】

今、説明をお聞きして、かなりいろいろな取組をしてきておられるのだなということを感じま

した。ただ、国語のこの条件をもとに、4ページの作文というのは、昔から苦手なんですよね。なかなか教えていても、これを書けるようにならないというのは、やっぱり授業を変えていかなければ書けるようにはならないのではないかな。例えば、数学の6ページの三角形の外角はそれと隣り合わない二つの内角の和に等しい。こういう定義を教えるんだけど、知っていてもこの問題が解けない子がいたのか、その辺の分析までやらないと、この定義は理解しているんだけど、この問題の意図することができなかつたのか。国語も同じで、これ何となくわかるんだけど、言っている意味は。だけど、この条件の3つに沿って書くとなると、いろいろと大変なんですよね。1つは、気持ちという言葉を使って一つの文というのがあって、気持ちを使う、一つの文にする、条件的には2つあって、それから2つ目に、書き出しはチームは個性と個性のぶつかり合いだから、から始まって、終わりはことにつながる。ここにも2つの条件があって、そして5つ目に20字以上30字以内があって、6つ目に読点も1字と。これ、条件的には3つなんですけど、細かく見ていくと6つにもわたっていて、そうなるかわかっているんだけど、これを表現するとなるとどうやればいいのかと。やはり、授業の中でこういうことを経験させておくことがとても大事になるので、授業改善の手立てに詳しくこういうところ、先生方が、確かに条件は3つだけど、実際には6つの条件を満たさなければいけないとなると、授業の中でこういうことを子どもが意識するような授業をやっていないと。先ほどの数学もそうですよね。外角と内角の和の三角形のこと、定義は教えるんだけど、それをどう活用するのかという、こういう授業をやらないと、補助線の入れ方も。結局は知識が活用できていないというのですか、知識は教えているんだけど、実際のこういう問いに活用できる力が育てられていないんじゃないかなという。いろいろと取り組まれて、徐々に上がってきていることはすごくよくわかるんですが、なかなか先生の授業がそこまで意識して変わっているかどうかというところが心配かなというふうに感じました。ぜひ、頑張ってください。

【渡邊教育長】

日ごろの授業の中で、こういう問いそのものになれているかどうかというところもどうなのだろうかというお話だと思うのですがね。いかがですかね。

【宮嶋カリキュラムセンター指導主事】

数学の授業を最近見ていると、主体的で、対話的で深い学びというふうに文科省からそういう指定が出まして、隣同士での対話、他者との対話というのをよく見る場面がありますけども、やはりもっと課題とどう向き合って対話をしたり、やっぱり自分で、自己の中で対話したりということがちょっと最近弱くなってきたかなということを感じておりますので、現場の先生方にも伝えて、授業改善のほうにつなげていきたいなというふうに思っております。

【渡邊教育長】

若い先生だからということではないんでしょうけれども、今話題になっているようなことが正しく理解されて、授業改善につながるかどうかというところが今後の大きな課題なのかなという感じはするんですね。ですから、これから皆さんが、報告会といひましようか、説明会といひましようか、現場の先生方にこれから指導されるに当たって、やはりどのような形で説明をすれば、

授業改善につながっていくのか、そこを丁寧にしていかないと、通り一遍の説明では今話題になっているようなことがなかなか伝わらないことも心配されますので、そのあたりの説明の仕方などはいろいろと工夫をしていただけたらいいと思いますし、場合によっては一方的な説明ではなくて、参加者と少しやりとりをしながら、こういうことを私たちは伝えたいと思っているんですけど、そのことが十分伝わっているかどうかというのを確認しながら、やりとりされるようなことが少し工夫としてあってもいいのかもしれませんね。時間も限られている中でしょうから、どこまでそういう方法がとれるかはわかりませんが、なかなか同じような課題が毎年改善されないところもありますので、その辺はどういうふうに伝えるかというところを、いろいろと工夫していただけたらよろしいのかなというふうに感じました。

【鈴木カリキュラムセンター室長】

この授業改善の手立てというものを報告書の中にも出していて、その周知というものはなかなか大変なところはあるのですが、これを具体的に授業にしたらどうなるのかというようなことを授業の研究であるとか、指導事例集とか、そういうところに活かして議論できるようにしていきたいと考えております。

【渡邊教育長】

御指摘のあった6ページの数学の問題なんかは、正答率は11%という、低いわけでしょう。補助線を引けというんだけど、わからない子って補助線をどうしてそこに引けばいいのか、それがわからないですよ。では、何をするためにこの補助線を引くのかっていう、この補助線を引くことによって、どのような説明がその次につながるのかというところを先生方は普通の授業の中で説明されているかどうかだと思うのですね。ここに補助線を引くと、こうなる、こうでしょうという、なんでそこに先生は補助線を引いたんだろうというところが生徒はわからない。それがわからないから、補助線を使えないということになりますからね。そういうふうな話ではないかなというふうに思ったんですけどね。

中村委員どうぞ。

【中村委員】

今のお話でつくづく思いましたが、やっぱり「教育すること」と、子ども同士で学ばせる、「学習すること」は違うと思いますので、押さえるところは教育として、ちゃんと補助線を使う意味とかを必ず例えば最初に伝えて、その後、子ども同士が学ぶ最後の押さえがすごく大事だと思うんです。残念ながら、まとめとか振り返りとか押さえるところで、どうしても時間が足りないということが多いため、そこが弱いとやっぱり力というものが積み重なっていかないのかなということを思いました。

もう一つちょっとお伺いしたいのが、この目的といたしましては、今後の授業の改善に生かすということだと思うんです。もう一つ書かれているのが、生徒自らが学習状況や学習課題の把握ができるようにということで、16ページに個人票というものが書いてあると思うんですけども、これを見ると、教育相談や三者面談の機会を利用して返却するということですが、どのように伝えるかというところがすごく大事だと思うんです。その辺はどうされる御予定で

いらっしゃるのでしょうか。

【鈴木カリキュラムセンター室長】

現在は、三者面談、保護者も見える中で、個人票を渡して、それぞれの生徒の強み、弱み等を相談しながら使っているところはあるんですけども、それだけでは時間も非常に限られていて、十分ではない部分もあるかなというところで、この面談だけの時間ではなくて、学級活動等も使いながら、自分の目標を設定したりとか、そんな活動も必要かなというふうに考えています。

【中村委員】

そうですね。できなかったというか、そういう結果として受けとめるものではなくて、これを踏まえて、今後どうしていくかという子どもなりの今後の勉強の仕方が見えるような資料となるといいのかなと思うので、その辺をぜひ工夫していただきたく、教育力だけではなくて、子どもに先生がどう伝えるかというところがすごく大事なのかなというふうに思います。

【渡邊教育長】

他の委員さんはいかがですか。

濱谷委員どうぞ。

【濱谷委員】

何か、大もとのところできちんと文章を読んで、意味がわかるまでしっかりと頭に入れるというところがどうなのかなって。今結構大人もなんですけど、省略、省略の短い変な言葉遣いになっていたりとか、きちっと最後まで読んで、これは何を聞いているか、意味がちゃんとわからないと答えられないわけなので、基本は国語かなというふうに思うんですが、日本語がしっかりとわかって、きっちりとした問いかけのこういう文章って本当にきっちりしているじゃないですか。そういうような言葉遣いは今ほとんど世の中で友達と、親子でといっても、なかなかきっちと目的をちゃんと伝えるとか、そういうような話し方をしていないので、読むほうを先に、何を聞いているかがしっかりとわからないと答えられないのかなって、いつも何かこういうときに思うんですけど、そこら辺が先生と生徒とのやりとりの中でも、何を本当はこれは聞いているんだよというのが、みんながわかったかなというところまで押さえてもらえるといいかなというのを、いつもちょっと思っていました。どの教科であろうとも、きっちとした日本語で、きっちと意味がわかるまで、そこのところを押さえれば、何を聞いているか、みんながわかれば、そっちに向けて考えていく。そこの一番最初のところが、入り口でわかっていなければだめかなというのを。難しいんでしょうけれども。

【渡邊教育長】

今のことで何かありますか。特になければいいですけど。

では、御意見として、しっかりと。

中村委員、どうぞ。

【中村委員】

お伺いしたいのは11ページで、理科の有用感がとても低いんですけども、これはどうしてなのかしら。その割には成績はそれほど悪くもなくて。

【永田カリキュラムセンター指導主事】

中学校で国語、数学、英語ということなので、受験とか進路というのが一番出てきているところかなと思うんですが、理科で有用感につながるような授業とか、問題とかも今回、電化製品を使ったりとか、いろいろ工夫はしてはいるんですけども、どうしても便利には使えるんですけども、中身の仕組みというところまで、それがわかって便利になっているというところまで、なかなか見えない形になってしまっているんで、やはり小学生段階で触れるもののほうが工夫ができるとか、自分の工夫のしがいがあって、モーターカーが速く走るとか、そういう体験につながるので有用感はなかなか上がるんですけど、中学校になってくるとブラックボックス化してしまっていて見えないところで、なかなかつながっていかないということで、そこが大きな課題で、先生方もここをどうにかしなきゃということでいろいろ試行錯誤しているんですけども、現状、今のところはまだ、改善が見られない状況になっています。

【渡邊教育長】

指導される先生方が有用感、理科における有用感というのを、例えばこんなことを生徒には感じてほしいなというのを具体的に言うと、どんな形になるんですかね。

【永田カリキュラムセンター指導主事】

直接的に科学的なこともあると思うんですけども、物事を比較して、そこから違い、共通点、差異点を見出して、それを何に関係づけて、関係してそういうことが起きているのか、じゃあ実際にそれを説明するとか証明していくために、どういう実験や観察の方法をとって、それを確かめて、出てきた結果をまたどう整理していったら、そういうことというのは、そういう力というのは本当は有用感、すごくどの教科にもつながる汎用的な能力で必要なんですけども、そういうことが大事だというふうな指導がもっともっとされていかないと、そこを子どもたちにわかっていただくようにすると、理科の有用感というのはもっと上がっていくのかなというふうに。ただ単純に何かに役立つ、こういう技術があるよということではないかなというふうに思っています。

【渡邊教育長】

科学的な見方、考え方というものが有用感というふうに感じられるというのは、なかなか、かなり難しいのかもしれないね。国語とか数学、英語が高いというのは、具体的に何か問題解決にすぐ適用できるというよさ、そういう効果がありますから、見えやすいんでしょうけれども、数学にしても、問題は解けるけれども、じゃあ数学的な物の見方や考え方が有用感としてなっているかという、ひょっとしたらそうっていないのかもしれないね。問題は解けるけどね。

今言われたように、理科における有用感というのは、なかなか、子どもに感じさせるというのは、ある意味難しいのかもしれないね。社会科も決して、ほかの国語、数学、英語に比べると高くないじゃないですか。何がよさなのかなというあたりで、簡単に答えが出ない難しさがある

かなという感じがしましたね。

中村委員、どうぞ。

【中村委員】

例えばなんですけれども、保護者の方に結果を出すときに、理科とか社会とかは日常生活の中でこういうふうに使われているとか、親子で会話ができるような何か、そういう1枚の紙みたいなものをつけることはできないでしょうか。少しずつ会話の中でも、理科への関心を持ってもらおう。本当は家電でも何でも、日常的に身の周りに素材がたくさんあるわけですから、何かあるといいのかなと思ったんですけれども、難しいでしょうか。

【渡邊教育長】

そうですね。まず、授業の中でいろいろと学んだことのよさというものをどのように感じさせるかということで、単に知識とか技能というのがどうしても押さえどころになりがちなんですけど、そこに至る前にどのように物の考え方をしてきたのか、そういう考え方が大事だよねというところを押さえることが、恐らく有用感というものにつながっていくのかなという感じはするんですよね。それは思考力、判断力、表現力というのを押さえている、重なる部分なんじゃないかなという感じはするんですけどね。いろいろ工夫されてみてください。

【中村委員】

よろしくお願いします。

【渡邊教育長】

それでは、そろそろよろしいでしょうか。

【各委員】

<了承>

【渡邊教育長】

では、ただいまの報告事項No.3につきまして、承認してよろしいでしょうか。

【各委員】

<承認>

【渡邊教育長】

それでは、報告事項No.3は承認いたします。

7 議事事項 I

議案第 7 9 号 川崎市教員育成指標について

【渡邊教育長】

次に、議事事項 I に入ります。

「議案第 7 9 号 川崎市教員育成指標について」でございます。説明を、教職員人事課担当課長、カリキュラムセンター室長にお願いいたします。

【金子教職員人事課担当課長】

お願いいたします。それでは、議案第 7 9 号「川崎市教員育成指標」につきまして、御説明いたします。

はじめに、お配りしております議案第 7 9 号の資料をごらんください。

資料 1 は、平成 2 8 年 1 1 月に文部科学省より出されました「教育公務員特例法等の一部を改正する法律案の概要」を示したものでございます。

近年、大量退職、大量採用の影響により、経験の浅い教員が増加する中、教育課程、授業方法の改革への対応を図るため、教員の資質向上に係る新たな体制を構築する目的で、教育公務員特例法の一部を改正する法律が施行されました。

その法律につきましては、資料 2 に示してございます。この改正によりまして、教員のキャリアステージに応じた資質の向上を図る体制を整備し、新たな時代に対応した質の高い教員の確保、資質の向上が意図的、計画的に行われるよう、整備されたものでございます。

資料 3 「川崎市教員等育成協議会設置要綱」をごらんください。本市でも、文部科学省の指針を受けて、平成 2 9 年度末に教員育成指標を策定できるよう、協議会を立ち上げました。協議会では、1 ページの第 2 条にありますように、指標の策定のみならず、教員の資質能力の向上に関すること、大学との連携や教員の養成、採用、研修に関することを協議いたします。

続きまして、資料 4 「平成 2 9 年度川崎市教員等育成協議会委員名簿」をごらんください。大学等関係者には、8 つの大学にメンバーになっていただいております。今年度は 2 回の協議会において、議案第 7 9 号「川崎市教員育成指標」の案について、協議を行いました。

議案第 7 9 号「川崎市教員等育成指標」については、総合教育センターより、御説明いたします。

【鈴木カリキュラムセンター室長】

それでは、川崎市教員育成指標（案）の概要について、御説明いたします。

議案 7 9 号、A 3 判の資料と、もう一つ、資料 5 「川崎市の教員に求められる資質能力の育成」をごらんください。

まず、資料 5 に沿って、説明いたします。川崎市教員育成指標は、川崎市の公立学校教員が、教員の職責、経験及び適性に応じて向上を図るべき教員としての資質能力を示したもので、それぞれの教員が、自ら目標を定め、自ら学び続けるための目安となるものです。

指標の対象となる職といたしましては、教諭、養護教諭、栄養教諭、総括教諭、教頭、副校長です。養護教諭、栄養教諭につきましては、教員として共通して身に付けさせたい資質能力につ

いては、この指標を適用し、専門的な業務の指標については、来年度以降、別途策定することといたします。

対象となる校種は、市立学校全校種、小学校、中学校、高等学校、特別支援学校です。校種により、業務内容は異なる部分もございますが、教員として共通して身に付けさせたい力を示したものであり、全校種共通の指標といたしました。

次に、川崎市の教員に求める資質能力につきましては、中教審答申や川崎市教育委員会の人材育成計画、教職課程コアカリキュラム等を研究、参考にしながら、また、平成24、25年度に総合教育センターにおいて行われました、「ライフステージに応じた研修」の研究を軸に、これからの川崎の教員に身に付けさせたい資質能力を、吟味、検討して、資料に示しました柱立てで整理いたしました。

まず、資質能力を、大きく2つ、「教員としての基礎的資質能力」と「専門的資質能力」に分類しました。Ⅱの「教員としての専門的資質能力」は、さらに「学習指導等」、「児童生徒指導等」、「学校マネジメント」の3つに分類しております。

Iの「教員としての基礎的資質能力」につきましては、最も大切にしたいと考えたのが、「教員として学び続ける力」です。どのステージの教員であっても、どれだけ経験があっても、日々の教育活動を振り返りながら、時代の変化を見据え、同僚とともに教員として成長するために学び続ける力が求められると考えております。さらに、この「学び続ける力」を基盤として、特に高めていきたい資質能力として、人間性と社会性、自己管理を挙げております。

Ⅱ「教員としての専門的資質能力」の1「学習指導に係る資質能力」につきましては、基盤となる力として、学習指導要領等の趣旨や内容を理解し、児童生徒の実態を把握して、子どもに身に付けさせたい資質、能力を明確にした授業を計画・実施・改善する力、を挙げました。また、この力を基盤として、特に高めていきたい資質能力として、学習意欲の喚起、わかる授業の実践、学習評価を挙げております。

2「児童生徒指導等に係る資質能力」は、基盤となる資質能力を、子どもを理解して育てる力といたしました。子どもの発達段階とその特徴を踏まえ、一人ひとりの個性を理解して子どもに向き合うようにすることが求められます。また、この力を基盤として、学級、学年経営を基盤としてよりよい人間関係を育てる「人間関係の構築」、一人ひとりのニーズに応じた指導として、例えば学習の習熟の程度、障害のある児童生徒、海外帰国・外国人児童生徒、不登校児童生徒等に応じることを含めた「個に応じた指導」、学ぶことと自己の将来とのつながりを見通しながら、子どもの社会的自立に向けて必要な能力や態度を培う指導で、キャリア在り方生き方教育にもつながる、「社会的自立の支援」を挙げております。

3「学校マネジメント」につきましては、自己の役割と学校の組織を意識して教育活動に取り組む力として設定しました。マネジメントは管理職の役割ではなく、教員の経験や役割等に応じたマネジメントがあると考え、設定いたしました。

また、その中で特に大事にしたいこととして、「信頼される学校づくり」と「特色ある学校づくり」を挙げております。

「信頼される学校づくり」では、学校組織の中で児童生徒や保護者、地域等から信頼される教員を育てることを求めています。また、学校における危機管理に組織的に取り組むことを求めています。

「特色ある学校づくり」では、社会に開かれた学校づくりに向けて、学校教育目標や学校経営方針等が明確に示され、目標等を保護者、地域等と共有し、連携及び協働のもと、教育活動の充実、特色ある学校づくりに努めることを求めています。

この資質能力に対して、指標を設定するステージは、3つに整理しました。

ステージⅠは、「教員としての土台となる資質能力を身につける」、初めて教壇に立った教員、これは臨時的任用教員も含めており、正規採用の1校目終了時までといたしました。

ステージⅡは、「みんなをつなぎ、自ら専門性を高める」、正規採用2校目着任時から、およそ20年経験程度といたしました。ただし、総括教諭は含めません。

ステージⅢは、「組織と人を育てる力を高める」、およそ20年経験程度以上の教諭と総括教諭及び教頭、副校長としました。

この3つのステージと、15の資質能力について、指標を設定いたしました。

なお、先ほども説明いたしましたが、養護教諭、栄養教諭については、関連のある部分についてはこの指標を用い、固有の専門的資質能力については来年度検討、策定を目指します。また、採用時の指標や校長の指標についても、来年度検討してまいります。

これらにより、議案79号の資料のとおり、川崎市教員育成指標（案）を作成いたしました。

次に、指標活用の目的でございます。同じく、資料5の右側になります。

策定された指標を、今後どのように活用していくかということでございますが、まず、策定された指標をもとに、研修計画を作成しているところでございます。研修ごとに身に付けさせたい資質能力の育成指標が示されることで、研修を実施する教育委員会と、研修を受講する教員等との間で研修の目的が共有され、目的の実現のために研修が実施されるようになります。

さらに、日々の教育活動の中で教員自身に意識され、共有されることで、例えば、教員が自己の資質能力を把握したり、自己の目標を設定するために用いられったりします。また、校内のOJTを進める際の目標設定や、指導助言の指針として用いられるようになります。さらに、組織的な人材育成の指標として用いられったり、学校経営の評価、改善に用いられったりすること等が期待されます。

6の「指標に基づく研修の計画」につきましては、育成指標に基づき、ライフステージに応じた必修研修の体系を定め、それぞれの研修は指標に基づいて目標を設定して実施します。なお、校外における研修で全ての資質能力を育てる研修を行うのではなく、重点項目を置いて実施します。校外の研修では十分に身につけることのできない資質能力については、各学校の校内における研修として計画的に育成するよう支援いたします。また、さまざまな希望研修についても、身につけさせたい資質能力を示し、各教員が目標に応じてみずから選択して受講できるようにいたします。

以上、説明いたしますが、教員自身が主体的・自発的な学習者として、自己のライフステージに応じた研修の目的を、その時々更新し続けながら学び続けることができるよう、教員育成指標を効果的に活用するよう努めてまいります。よろしく願いいたします。

なお、このことにつきましては、市内の各学校をはじめ、総合教育センターを通じまして、ホームページ等に掲載するなど、広く市民にも広報してまいります。

説明は以上でございます。御審議をお願いいたします。

【渡邊教育長】

以上のとおり、説明をいただきました。

何か御質問などございましたら、お願いいたします。

この育成指標（案）というのは、構成されている委員さんのお名前もありましたけど、学校の現場の先生、そして大学の先生方からいろいろと意見をいただいて、最終的にこれで固められたという形ででき上がったという、そういうことでよろしいわけですね。

中村委員、どうぞ。

【中村委員】

教員育成指標について、いろんな都道府県の教育委員会のものを見ましたら、とても細かいものもあるんですね。でも、川崎の特徴はどちらかというと大きくくりになっていて、先ほど御説明いただいたように、教員にこういうふうになりなさいという、細かい指標があるわけではなく、教員自らが成長するために、自分で目標を設定して自校内で重点項目などを設けていくという、フリー的な要素が強いんですね。それってすごくいいなと思うんです、上から与えられた指標よりも。そういう川崎のよさというものを、ぜひわかるように、なぜこういうくりなのかということがわかるようにすると、もっといいのかなと思ったんですね。そうしないと、これだけを見ると、川崎だろうと、どこだろうと同じような感じだなと思ってしまいますので、そういう意図を出していただけると、私はとてもいいのかなと思いました。

あと、もう一つ、お伺いしたいのは、これは一回決めたら終わりではなく、どんどん、1年ごとということはある得ないと思うんですけれども、ある期間ごと、例えば教育プランが変わるときとかごとに少しずつブラッシュアップしていくと思うんですけれども。そうしましたら、例えば教育プランの中で重要と思っている言葉とかを少し入れてもいいのかなというふうに思ったんですね。

例えばなんですけれども、ほかの都道府県を見ると、例えば福岡市のを私は見たんですけれども、「ふくせき制度」と書いてあって、「ふくせき制度」とは何だろうと思ったんです。そうしたらそれは、インクルーシブ教育をすごく大事にしている、それを福岡市では「ふくせき制度」と言っているとか。

あと、「3つの授業改善ポイントを踏まえて」とか書いてあって、「3つの授業改善ポイント」って何だろうと思うと、福岡市では新任の教員には特にこの点を大事にしてほしいというものがあるわけなんですね。

川崎市でも、自分で目標を定めていくということはすごく大事だと思うんですけれども、一方で、これだけは押さえてほしいというものは入れてもいいのかなという気はします。その辺はどうなんでしょうか。

【鈴木カリキュラムセンター室長】

この協議会については毎年行われますので、毎年、指標については検討していくということになります。また、そのときに教育委員会だけでなく各学校、それから大学等が、どんなことを大事にしたらいいかというのを、今回、この指標で1年間なり、少しやってみて、また明らかになってくることもあると思いますので、そのようなことを持ち寄りながら協議していきたいという

ふうに考えておりますが、例えばそのときには、やはり川崎市で大事にしている教育プランをどのような指標にしていくとか、それから国の動向とか、そういうものも土俵に上げながら協議していくべきかなというふうに思っております。

【中村委員】

それもととても大事なことで、協議するプロセスを大事にしているということですよ、川崎は。であれば、そこも、これ1枚がパッとホームページに出るわけじゃないと思いますけれども、川崎では協議の過程を大事にしながらつくっていることとか、なぜ大きくくりになっているかということとかを、作った意図を見せていただけると、川崎らしさが逆に出てくるかなという気がして、ありがたいと思いました。

【渡邊教育長】

川崎の特徴、特色をうまく説明するように、そうしていくといいんじゃないですかというふうな御意見をいただきましたので、ホームページなどに上げる際に、何か、今お話があったように工夫していただけるとよろしいのかなというふうに思いました。

前田委員、どうぞ。

【前田委員】

これを見させていただいて、私も7年ぐらい前に横浜国大の人間科学教育センターで頼まれて、これと同じようなものを7年ぐらい前に作ったことがあったので、こういうふうに法律が変わって、各自治体におりてきたのかなということを思い出しました。どこかで見たなと思ったら、7年ぐらい前に、これを作るのに、同じような教育指標を、たしか3カ月か4カ月ぐらいで一遍に作ったと記憶があるんですが。

とても、こういうものがあるというのは、今御説明を聞いて、先生方が今、自主研修で希望研修を夏休みに受けたりしていますので、とてもいいことではないかなというふうに思いました。

それで一つ質問なのは、センターで毎年そういう研修案内の一覧をつくっておられると思うんですが、この教員育成指標のものはとてもいいと思うので、どのように研修一覧にわかるように表示していかれるおつもりなのか、その辺をちょっと教えていただけますか。

【渡邊教育長】

お願いします。

【鈴木カリキュラムセンター室長】

研修一覧にも、育成指標のどの部分を重視して、重点的に身につける研修になっているのかということを示していく予定になっています。

さらに、研修一覧だけではなく、それぞれの研修の中でも研修の始め等にガイダンスといいますか、狙いなどを示しながら、この指標のこの力を身につけさせたい研修になっているということを示した上で、さらに受講者が自分で目標を立てるような時間をつくって、そして最後に、やはりその目標に対してどういう力が身についたかという振り返りを大事にするような、そのよう

な研修をしていきたいというふうに考えております。

【前田委員】

あと、もう一つ、もし予算があれば、今カラー化の時代なので、3つのステージなので、色別に一目でステージⅠは何色とか、一目で見てわかるようなものがあると、非常に面倒くさくなくて、視覚的にステージⅠは薄い黄色なのか、ステージⅡは薄いピンクなのかということで、視覚的に先生方にわかりやすくアピールできるのかなというようなことも、ちょっと思いました。

以上です。頑張ってください。

【渡邊教育長】

ホームページ上に上げるときに何か工夫できるかどうかでしょうね。

今、前田委員からもお話があったように、例えば一番上の教員としての基礎的な資質能力については、ステージⅠ、Ⅱ、Ⅲを貫くわけですよ。けども、当然3年目の教員における、例えば、その段階における適切な表現力、コミュニケーション能力というふうにしても、今度はステージⅢの段階で同じような内容ではないはずなので、経験に応じて、どのくらい能力を求めていくのかというところを、今御説明でもあったように、先生方自身が、このくらいの力はつけておきたいねというふうに、御自身が目標設定できることが大事なんでしょうね。

私たちが一方的に与えても、多分、先生方の個々の能力って違うでしょうから、それが必ずしもマッチしないかもしれない。だからこそ、先生方一人ひとりが、この年数、この段階まで来たんだから、これだけの力をつけていこうじゃないとか、あるいは同じ研修仲間で、このくらいのことはやっぱり私たちは力として必要なんじゃないかというふうなことを考えていこうよ、そんなふうな協議ができるといいと思いますし、実際、作る段階での協議会でもそういう御意見がありましたから、ぜひそういった、前田委員の、研修の中で生かすというのは、多分そういうふうなことにつながるのかなというふうに思いましたので、ぜひ、時間、場面をどう作っていくのかで工夫をしていただけるとよろしいのかなというふうに思いました。

濱谷委員、いかがですか。

【濱谷委員】

結構なⅠ、Ⅱ、Ⅲとなっていますけど、20年以上の人あるいは20年ぐらいの人とかを分けていますけど、相当な人数ですよ。だんだん、どの辺の人数が多くなるのかなとか、ちょっと見て、思っていたんですけども。

それとあともう一つ、何となく気になっているのは、10年ごとの免許の更新のあのことは、少し関わりは、研修とかの中であるんでしょうかね。それとは全く別で。

【鈴木カリキュラムセンター室長】

現在の教員免許更新ですと、ちょうどステージⅡの中堅教諭等資質向上研修を受けるあたりで免許更新を受ける先生が多いですので、ここを重視しながら。免許更新での目標設定とかは特にこちらではしていないんですが、中堅教諭等資質向上研修の中で同様の資質能力の向上、目標設定等を考えてやっております。

【濱谷委員】

もう一ついいですか。

【渡邊教育長】

どうぞ。

【濱谷委員】

経験がだんだん多くなってくると、研究心とか、そういうのが薄れる方も見受けたんですけど、以前。その辺も、みんながこっちを向くような何か、やはりこれは絶対にちゃんとやっていかなきゃいけないというふうにみんなが思えるような、ちょっと先生方への働きかけというのも大事なかなというふうに。年数がたつと、すごい前向きな先生と、日ごろ、ただこなしている先生と、という感じで、差がだんだん出てくるなと思うので、その辺が、全員がやっぱり子どもに向かってきちんとやっていかなきゃいけないんだから、こういうことにも取り組んでいこうというような思いになるといいなと、ちょっと思いました。

【鈴木カリキュラムセンター室長】

それにつきましては、校外研修の多い年代はそういうところで個人の目標を設定して、ステージの中でも、この指標をもとに自分で目標を設定してという形で進めていきたいというふうに思いますが、年代によってはこういう校外の研修が少なくなる時期がございますので、そういうところでどうするかというのは課題でありまして、校長先生にもお願いしながら、校内での研修も活性化する方向で支援していくように考えています。

【濱谷委員】

よろしく申し上げます。

【渡邊教育長】

小原委員はいかがでしょう。

【小原委員】

3つのステージがあるんですけど、学校マネジメントに関してはⅡとⅢという形になっているんですね。ステージⅢになると、教頭先生とか総括教諭という形になっていますので、当然のことながらそういうところで、学校の管理のことを学んでいくんだらうなというふうには思います。ただ、ステージⅡのところでも多少なりとも、そこが前倒しで入っていてもいいのかなという気はしています。例えば教頭先生になったり校長先生になったとき、いきなりマネジメントしなさいという感覚ではなく、あらかじめマネジメントするということを見据えた上で先へ進んでいくということをしていかないといけないかなというふうな気がしています。ここに書かれているものは言葉で書いてあるので、実際どういうふうに研修が動いていくか、それがわからないので、それを見てからなんだと思うんですけど、少し前段階で、そろそろ学校をどう運営するとか

管理するとかというところを覚えていってほしい、というところがステージⅡのところに入ってもいいのかなという気はしています。

【鈴木カリキュラムセンター室長】

ステージⅡのところでも学校マネジメントという資質能力があって、幾つかの資質能力がありますけれども、重なる部分もありまして、例えばチームで教育活動に取り組むということも、学校マネジメントにつながる一つのステップとしてステージⅠから力を入れていこうというふうに考えています。ステージⅡでは、学級だけでなく学年を経営していくというところで、学年経営の研修なども取り入れて、そこから学校マネジメントにつながっていくという意識を徐々に高めていながら、これが学校マネジメントにつながっているんだよということは、ステージⅡでは配慮しながらやっていきたいというふうに思っております。

【小原委員】

そこに僕が言いたかったのは、働き方に関してというところの意識をそろそろしていかないと、管理職になって働くのをこういうふうにしてください、ああいうふうにしてくださいというふうにやっていくのは難しいので、あらかじめ、ある程度、例えば自分の勤務時間に関してとかということを意識するようにしていかないと、それを意識した上で、自分が管理職になって、これぐらいの時間で仕事をしていきたいと思いますとかというところも少し頭の中に入れておかないと。だんだん、これから働き方改革とかで働き方に関して言われる時代になるので、もしかしたら、育成指標のことに関係ないのであれば、それはそれで問題ないんですけども、もし関係あるのであれば、そういうことも少し入れていかないといけないのかなという気はしています。

【渡邊教育長】

中村委員、どうぞ。

【中村委員】

今、小原委員がおっしゃった働き方なんですけれども、地域によっては事務処理能力という部分を入れているところもあるんですけども、私はそういうふうに細かく入れなくても、もともとこれができるのは高度専門職業人としての資質能力ということですので、高度専門職業人ということはどういうことなのかということを教員自身が考えて、自分はどういう専門家になっていきたいのかというのを、自分で目標を持っていくというような、プライドを持って仕事ができるような指標になっていくとすごくいいのかなと思いました。

【渡邊教育長】

大事な要素、いろいろと御意見がありましたけれども、こちらも数年を経て、また何か見直す時期もあろうかと思しますので、今日いただいた御意見なども参考に、残しておいていただければと思います。

それでは、ただいまの議案第79号でございますが、原案のとおり可決してよろしいでしょうか。

【各委員】

<可決>

【渡邊教育長】

それでは、議案第79号は原案のとおり可決いたします。

議案第80号 第2次川崎市教育振興基本計画かわさき教育プラン第2期実施計画について

【渡邊教育長】

次に、「議案第80号 第2次川崎市教育振興基本計画かわさき教育プラン第2期実施計画について」でございます。説明を企画課長にお願いします。

【古内企画課長】

よろしくお願いたします。ちょっと長くなってきたところで、引き続きの説明で大変申しわけございませんが、よろしくお願いたします。

それでは、「議案第80号 第2次川崎市教育振興基本計画かわさき教育プラン第2期実施計画について」なのですが、お手元には議案として最終案となります、かわさき教育プランの冊子と、経過等を記載いたしました資料1でございます。さらに資料2は、概要版として教育プランをまとめたものと、あとパブリックコメント手続の実施結果については、前回御報告させていただいた内容と同じものですが、参考としていただきたいということで、資料3としてお手元に配布をさせていただいております。これらをもとに御説明させていただければと思っております。

それでは、はじめに経過でございます。資料1をごらんいただいでよろしいでしょうか。A4横判でございます。

第1期実施計画につきましては、昨年、今年度当初から策定に向けた検討に着手させていただいております。昨年8月22日の教育委員会におきましては、策定に向けた基本的な考え方を御承認いただいております。それを受けまして11月28日では、第2期実施計画の素案について御審議いただきまして、その後、年末から年明け、年始にかけて、パブリックコメントを行っております。パブリックコメントの結果をもちまして、2月13日の定例会におきまして、第2期実施計画案について御報告をさせていただいております。さらに、その後、関係部署等との最終調整、また市議会における来年度予算案可決等を受けまして、本日、教育プラン第2期実施計画の最終案をもってお諮りするところでございます。

それでは、議案第80号の最終案の冊子をごらんいただいでよろしいでしょうか。

こちらは、体裁等で前回お示した案から変更のあった部分等につきまして、まずは御説明をさせていただければと思います。

表紙をおめくりいただきますと、はじめに、第2期実施計画の策定に当たりまして、教育長から計画策定に寄せてということで、巻頭言という形で、策定の趣旨等を教育長名で掲載させていただいております。

また、もう一枚おめくりいただきますと、こちら委員の皆様からいろいろ御意見等をいただいた中で、最終的に目次の部分で多少、工夫がございまして、見開きになっている右下をごらんいただきますと、まず章立てとして前回お示したのは4章立てでしたが、ここに第5章として資料編を加えております。後ほど確認をいただければと思いますが、こちらでは用語解説といたしまして、語句説明一覧表を掲載しております。

また、その下の囲みには語句説明一覧表の注意書きといたしまして、文中のアスタリスクが付された言葉は巻末の語句説明一覧表に掲載されていること、またアスタリスクにつきましては、ちょっと見やすさとの関係で、各用語の初出にのみ付されていることを御確認いただければと思います。

恐れ入ります。次のページには、こちらは御意見をいただいたところで、本編に掲載するコラムを一覧で御案内させていただいております。

次に、本文中の修正点といたしまして、恐れ入ります、20ページ、21ページの見開きの部分をごらんいただいでよろしいでしょうか。

各基本政策における取組がよりわかりやすくなりますように、参考となる写真を掲載させていただいております。また、21ページの上から3行目中ほどと、わかりやすいのは5行目の終わりの部分に隅付き括弧で図表番号を記載しております。こちらは、次のページの記載事項を補完するグラフの参照を促すために本文中にも図表番号を入れ、さらにグラフにも図表番号を入れて、こちらの関連性を御確認いただけるようにしております。

こちら、申し訳ございませんが、御意見をいただく中では、図表を本文中の記載の中にページ等があればという御意見をいただきましたが、こちらはちょっと見やすさ等を優先させていただいて、このような形にさせていただいております。

改めまして、教育プラン第2期実施計画概要については、恐れ入りますが、資料2の概要版で御説明させていただいてよろしいでしょうか。

まずは、5ページをお開きいただいでよろしいでしょうか。

以降は、第2期実施計画は8つの基本政策からなるわけなんですけれども、8つの基本政策と、主な取組を要約して記載しております。それぞれの重点事業を中心に、御説明させていただきたいと思います。

基本政策Ⅰ、「人間としての在り方生き方の軸をつくる」では、「キャリア在り方生き方教育の推進」を重点事業といたしまして、プランの基本目標であります「自主・自立」「共生・協働」の実現に向けまして、第1期実施計画に引き続き「キャリア在り方生き方教育」を推進してまいりたいと考えております。

続きまして、6ページ、7ページでは、基本政策Ⅱ「学ぶ意欲を育て、『生きる力』を伸ばす」でございます。重点事業は2つございまして、6ページの中ほどの「新学習指導要領に対応した総合的な学力向上策の実施」では、新たに小学校で教科化される英語教育の充実とともに、引き続き習熟の程度に応じた少人数指導等を通じて、きめ細やかな対応を図り、総合的な学力向上に取り組んでまいります。また、7ページの中ほどには、もう一つの重点事業、「小中9年間を通じた食育の推進」といたしまして、体系的・計画的な食育の推進により生涯健康な生活を送るための基礎を育んでまいりたいと考えております。

続きまして、8ページにまいりまして、基本政策Ⅲ「一人ひとりの教育的ニーズに対応する」

でございます。「特別支援教育の推進」を重点事業に据え、通級指導教室や特別支援学校のセンター的機能の拡充や医療的ケアを必要とする児童生徒への支援などを中心に、教育的ニーズのある全ての子どもを対象に、適切な支援を実施してまいります。

次に、9ページでは、基本政策Ⅳ「良好な教育環境を整備する」でございます。重点事業は2つございますが、まず「学校施設長期保全計画の推進」につきましては、計画に基づいて早期かつ効率的に教育環境の改善を図るとともに、「学校トイレの快適化」につきましてもトイレ改修を重点化し、スピードアップを図ってまいります。

続きまして、10ページをごらんいただけるでしょうか。基本政策Ⅴ「学校の教育力を強化する」でございます。重点事業は、『「チームとしての学校」の体制整備と学校マネジメント支援の実施』で、教職員の働き方改革や各学校における運営体制の再構築に向けた取組などを進めてまいります。

次に、11ページ、基本政策Ⅵ「家庭・地域の教育力を高める」では、重点事業といたしまして、ページの下、下段でございます「地域の寺子屋事業の推進」で、これまで主に小学校を中心に展開してまいりました寺子屋事業でございますが、今後は全ての小・中学校での開設を目指し、地域や学校の状況に応じて拡充を図ってまいりたいと考えております。

続きまして、12ページをごらんいただけますでしょうか。基本政策Ⅶ「いきいきと学び、活動するための環境をつくる」でございます。重点事業は2つ、ページの中ほどには、「地域の生涯学習の担い手を育てる仕組みの構築」といたしまして、地域の生涯学習をコーディネートする人材の育成に努めてまいります。また、ページの下段には、2つ目の重点事業、「学校施設の有効活用」といたしまして、学校施設の有効活用を促進し、市民の主体的な学びや活動を支援してまいります。

最後に、13ページでは、基本政策Ⅷ「文化財の保護・活用と魅力ある博物館づくりを進める」でございます。重点事業といたしましては、ページの中ほどでございます「橘樹官衙遺跡群の史跡整備の推進」でございます。今年度策定いたしました「保存活用計画」に基づきまして、本市で初めて、国史跡に指定された橘樹官衙遺跡群の保存活用に取り組んでまいります。

各基本政策と重点事業の概要につきましては、以上でございます。

また、本日は資料3といたしまして、2月13日、先ほど触れましたが、教育委員会で御報告させていただきましたパブリックコメントの実施結果をお配りしております。あわせて御参照いただければと思っておりますが、本日は説明のほうは省略させていただきたいと思っております。

なお、本計画につきましては、決定いただきました後には速やかに各区役所、市政資料コーナーでの閲覧やホームページ等で公開するなど、広く市民の皆様にご覧いただきたく考えております。

「第2次川崎市教育振興基本計画かわさき教育プラン第2期実施計画について」の説明は以上でございます。御審議のほど、よろしくお願ひしたいと思います。

【渡邊教育長】

以上のとおり、説明をいただきました。プラン策定の最終段階ということでございますけれども、これまでのところと修正点などを中心に説明いただきました。何か改めて御質問等ございませんでしょうか。

【濱谷委員】

しっかり直していただいてありがとうございます。

【渡邊教育長】

内容については、これまでも御確認いただいておりますので、改めてはよろしいでしょうか。

【各委員】

<了承>

【渡邊教育長】

それでは、ただいまの議案第80号でございますが、原案のとおり可決してよろしいでしょうか。

【各委員】

<可決>

【渡邊教育長】

それでは、議案第80号は原案のとおり可決いたします。

議案第81号 川崎市いじめ防止基本方針の改訂について

【渡邊教育長】

次に、「議事第81号 川崎市いじめ防止基本方針の改訂について」でございます。説明を指導課担当課長をお願いいたします。

【佐藤指導課担当課長】

それでは、「川崎市いじめ防止基本方針の改訂について」、御説明いたします。

「川崎市いじめ防止基本方針」でございますが、国の「いじめ防止対策推進法」や、「いじめ防止等のための基本的な方針」を踏まえ、平成26年5月に策定いたしました。

今回の改訂につきましては、平成29年3月に、国の「いじめ防止等のための基本的な方針」が改定され、併せて「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」が策定されたのを受け、本市の実態に即して改訂を行うものでございます。

本日、2冊ございますが、2冊目の資料、「川崎市いじめ防止基本方針（案）」、平成30（2018）年3月改訂「見え消し版」と書かれた資料をごらんください。

1枚おめくりいただきまして、目次をごらんください。

今回の改訂で大きく加筆いたしましたのは、次の6点でございます。

1点目、1ページ目、「はじめに」の内容について、2点目、2ページ目、「市基本方針」策定

の目的について、3点目、10ページ、「いじめへの対処」の内容について、4点目、12ページ、「学校いじめ防止基本方針の策定」について、5点目、13ページ、「保護者としての取組み」について、6点目、14ページ、「市長への報告」についてでございます。

この後、この6点を中心に御説明いたします。なお、修正、加筆いたしました部分につきましては下線が引いてございます。また、削除した部分は見え消し線になっております。

修正点の1点目でございますが、目次から1ページおめくりいただきまして、1ページの「はじめに」をごらんください。今回の改訂にあわせ、いじめについての本市の考え方及びいじめ防止における教育委員会の取組について、御説明いたしております。特に、中段の「この法律は」というところからごらんいただきますと、「この法律は、いじめられた側の子どもの救済を第一に対応すると同時に、全体としていじめを受けた子どものみならず、すべての子どもたちの権利利益の擁護とその健全な心身の成長及び人格の形成を図ることを終局的な目標としているといえます」と記載しております。

この文章をもとにいたしまして、次に、修正点の2点目でございますが、2ページをごらんください。

「1『市基本方針』策定の目的」について、今回の改訂の目的について、追加いたしております。特に、「市基本方針」の目的として、いじめの行為があったかどうかを学校が判断し、法的な責任を負うことを狙いとしているのではなく、いじめられている児童生徒の救済を第一にして対応するというをあらわしております。そのために、学校は児童生徒との信頼関係を築きながら、いじめの未然防止、早期発見、早期対応に取り組むことが大切としております。

この点につきましては、平成30年2月に市立学校の全教職員を対象に発行したリーフレット、「一人ひとりの子ども大切に作る学校をめざして〔10〕」におきましても、記載しているところでございます。

次に、修正点の3点目でございますが、12ページをごらんください。

「⑦いじめの解消」でございますが、国の基本的な方針に合わせ、解消している状態の二つの要件を追加いたしました。いじめが「解消している状態」とは、少なくとも、この2つの要件が満たされている必要がございます。

次に、修正点の4点目につきましては、同じく12ページの「(5)学校いじめ防止基本方針の策定」についてでございます。これまでも、各学校におきましては学校いじめ防止基本方針を策定しているところではございますが、広く内容を周知するために、「各学校のホームページへの掲載」と、「その内容を、必ず入学時・各年度の開始時に児童生徒、保護者、関係機関等に説明する」を追加いたしました。これは、より一層、児童生徒のみならず保護者や地域住民、関係機関等の理解を得て、地域全体でいじめの防止に取り組んでいくということを表しております。

次に、5点目でございますが、1枚おめくりいただきまして、13ページをごらんください。「保護者としての対応」についてでございますが、国のいじめ防止対策推進法第9条の第3項、「保護者の責務等」に合わせ、新たに「日頃から子どもとコミュニケーションを取り、学校が講ずるいじめ防止等のための措置に協力するように努めるようにする」を追加しました。

最後に、6点目でございますが、14ページをごらんください。「市長への報告」でございます。国の基本的な方針に合わせ、重大事態が発生した場合は、市長へ報告することを追加しました。昨年度の重大事態につきましては、その発生時に、事実上、市長への報告をしているところでは

ございますが、このたび改めて明記し、追加することといたしました。

御説明は以上でございます。御審議のほど、よろしく申し上げます。

【渡邊教育長】

以上のとおり、説明をいただきました。国の方針の改訂に合わせてということと、それから本市のいじめ対策の基本的な考え方に基づいて、それに必要な修正を加えたということでございますね。

【佐藤指導課担当課長】

はい。

【渡邊教育長】

主に修正点などをごらんいただきながら、いかがでございましょうか。御確認したいところなど、御質問がありましたら、お願いします。

【濱谷委員】

すみません。いいですか。

【渡邊教育長】

濱谷委員、どうぞ。

【濱谷委員】

12ページに、「必ず入学時・各年度の開始時に児童生徒、保護者、関係機関等に説明する」つてありますけれども、これはどのような形でやるということなんですかね。

【佐藤指導課担当課長】

具体的には、入学式等の説明会の折に、保護者に対して、学校ホームページで。いじめ防止基本方針、学校いじめ防止基本方針を掲載しておりますというようなこと、あるいは概要的な部分を御説明することとなっております。

【濱谷委員】

児童生徒にというのは、そういうお話をするという感じなんですかね。

【佐藤指導課担当課長】

そうですね。児童生徒につきましては、発達段階に応じまして、各担任からの場合もございますが、全校でやって、それを受けて各担任からということも場合によってはあるかと思えます。

【濱谷委員】

ありがとうございます。

【渡邊教育長】

丸ごとということよりは、児童生徒には必要なところを説明していくというような、そういう捉えでよろしいんですね。

【佐藤指導課担当課長】

はい。

【渡邊教育長】

それでは、特によろしいでしょうか。

中村委員、どうぞ、何か。

【中村委員】

「はじめに」で黄色くなっている部分は、とても大事だと思うんですけども、これは今は黄色くなっていてとても見やすいんですけども、強調することは特にないですか。

【佐藤指導課担当課長】

お手元のはちょっとマーカーを引かせていただいたんですが、強調することは特にございません。今、この下線は、全て抜かれた本編のほうのものを示させていただきたいと思います。

【渡邊教育長】

基本的な姿勢として、とても大事なところだと思うんですね、1ページにしても2ページにしてもね。このあたりを今後、学校に丁寧に周知していただいて、おそらく学校も、これに基づいて修正を加えるという作業もあろうかと思いますので、趣旨が十分伝わるように取り組みいただきたいと思います。

それでは、ただいまの議案第81号でございますけれども、原案のとおり可決してよろしいでしょうか。

【各委員】

<可決>

【渡邊教育長】

それでは、議案第81号は原案のとおり可決いたします。

【渡邊教育長】

もう少し続けても大丈夫ですか。いいですか。

もう少し進めさせていただきます。

議案第82号 川崎区における市民館機能のあり方について

【渡邊教育長】

次に、「議案第82号 川崎区における市民館機能のあり方について」でございます。
説明を生涯学習推進課長にお願いいたします。

【大島生涯学習推進課長】

よろしくお願いいたします。

それでは、議案第82号につきまして、御説明をいたします。本件につきましては、昨年11月の教育委員会臨時会におきまして、「川崎区における市民館機能のあり方について（案）」として御決定をいただきました後、11月24日から12月25日までの32日間でパブリックコメント手続を実施いたしました。本日は、その結果と「川崎区における市民館機能のあり方について（案）」につきまして、御説明をさせていただきます。

お手元の資料1のほうをごらんいただけますでしょうか。資料1の「概要」、2の「意見募集の概要」につきましては記載のとおりでございますが、3の「結果の概要」でございますが9通、30件の御意見をいただいたところでございます。

次に、4、「御意見の内容と対応」でございますが、いただいた御意見につきましては、おめくりいただきまして2ページ目の上でございます意見の件数と対応区分の表のとおり整理してございまして、計画案に反映するA区分はございません。

意見の詳細でございますが、5、「具体的な御意見の内容と市の考え方」をごらんください。主な意見でございますが、「(1) 移転・施設に関すること」につきましては、3ページ目の5番、7番、8番にございますとおり、料理室の整備や音出しができる部屋の設置など、諸室整備に関する御意見をいただいたところでございまして、考え方といたしましては平成30年度に実施を予定しております（仮称）川崎市民館に係る基本構想の策定の中で参考とするものとしてC区分としております。

おめくりいただきまして、4ページをごらんください。「(3) 今後の検討方法に関すること」につきましては、12番にございますとおり、市民参加のプロセスについて御意見がございまして、御意見を踏まえて取組を推進するものとしてB区分としております。

5ページ以降のその他につきましては、市民館以外の施設に関する御意見や県立川崎図書館に関する御意見が合計14件ございました。

資料1の説明は以上でございます。

これらのパブリックコメントの意見の募集の結果を踏まえまして、川崎区の市民館機能のあり方、再編整備の方向性につきましては、議案書のほうになります。当初案のとおりとさせていただきますというふうを考えています。

説明は以上でございます。御審議のほどよろしくお願いいたします。

【渡邊教育長】

以上のとおり説明をいただきました。パブリックコメントの結果を中心に御説明いただきまし

たけど、何か御質問等ございますでしょうか。

中村委員、どうぞ。

【中村委員】

4 ページに書かれているんですけども、先ほど御説明にもありましたけれど、市民の意見を、声を聞いてというところを、今後、基本構想を考えるときに丁寧にしていただければと思います。よろしく願いいたします。

【大島生涯学習推進課長】

基本構想につきましては、来年度、市民の方、教育文化会館の御利用団体であるとか関係団体あるいは労働会館の関係、労働団体であるとか、労働会館の使用者の団体等も入っていただきながら御意見を丁寧に聞いて進めてまいりたいというふうに考えております。

【渡邊教育長】

他の委員さんはよろしいでしょうか。

【各委員】

<了承>

【渡邊教育長】

それでは、ただいまの議案第82号ですが、原案のとおり可決してよろしいでしょうか。

【各委員】

<可決>

【渡邊教育長】

それでは、議案第82号は原案のとおり可決いたします。

議案第83号 川崎市教育委員会事務局事務分掌規則の一部を改正する規則の制定について

【渡邊教育長】

次に、「議案第83号 川崎市教育委員会事務局事務分掌規則の一部を改正する規則の制定について」でございます。

説明を庶務課担当課長をお願いいたします。

【山田庶務課担当課長】

それでは、「議案第83号 川崎市教育委員会事務局事務分掌規則の一部を改正する規則の制定について」につきまして、御説明申し上げます。

はじめに、今般の改正の内容に係る平成30年度の組織整備について御説明申し上げますので、議案第83号資料をごらんください。

はじめに、総務部でございますが、教育改革推進担当に教職員の勤務のあり方をはじめ、学校の運営体制や事務局の事務改善など多岐にわたる課題に的確に対応するため、働き方・仕事の進め方改革担当を設置いたします。

次に、学校教育部でございますが、小杉小学校の開校に向けた準備業務に対応するため、小杉小学校開校準備担当を設置いたします。

それでは、議案書の3ページをごらんください。制定理由でございますが、「組織整備に伴い、所用の整備を行うこと等のため、この規則を制定するもの」でございます。

4ページをごらんください。改正の内容につきまして、新旧対照表で御説明いたします。左側が改正後、右側が改正前の条文でございます。

今般の改正は、第3条の表中、健康教育課、指導課と規定されていたものを組織機構順に改めるものでございます。

次に、第4条の表、総務部の部につきましては、第4号及び第5号を加えるものでございます。

次に、5ページにまいりまして、第4条の表、総務部の部、庶務課の項中第4号を削り、第5号を第4号とし、第6号から第17号までを1号ずつ繰り上げ、同表学校教育部の部に第3号を加え、健康教育課の項と指導課の項を組織機構の順に改めるものでございます。

恐れ入りますが、2ページをごらんください。附則でございますが、この規則の施行期日を平成30年4月1日とするものでございます。

説明につきましては、以上でございます。御審議のほど、よろしく願いいたします。

【渡邊教育長】

以上のとおり説明をいただきました。何か御質問等ございましたら、お願いいたします。

よろしいですか。

【各委員】

<了承>

【渡邊教育長】

それでは、ただいまの議案第83号ですが、原案のとおり可決してよろしいでしょうか。

【各委員】

<可決>

【渡邊教育長】

それでは、議案第83号は原案のとおり可決いたします。

評価に関する規程の一部を改正する訓令の制定について

【渡邊教育長】

次に、「議案第84号 川崎市教育委員会職員の人事評価等に関する規程及び川崎市立学校教職員の人事評価に関する規程の一部を改正する訓令の制定について」でございます。

説明を引き続き庶務課担当課長にお願いします。

【山田庶務課担当課長】

それでは、「議案第84号 川崎市教育委員会職員の人事評価等に関する規程及び川崎市立学校教職員の人事評価に関する規程の一部を改正する訓令の制定について」につきまして、御説明申し上げます。

議案書の4ページをごらんください。制定理由でございますが、「小杉小学校開校準備担当の設置に伴い、小杉小学校開校準備担当の学校事務職の助言指導者及び観察指導者を定めること等のため、この訓令を制定するもの」でございます。

恐れ入りますが、1ページにお戻りください。この訓令は、第1条及び第2条に掲げる規程を改正するものでございます。

次に、それぞれの規程について、改正内容を新旧対照表で御説明いたしますので、5ページをごらんください。

はじめに、「川崎市教育委員会職員の人事評価等に関する規程の一部改正」でございます。

今般の改正は、地方公務員法第23条の2第1項の規定に基づき実施する職員の人事評価に関し、小杉小学校開校準備担当の学校事務職を対象から除くものでございます。

続いて、「川崎市立学校教職員の人事評価に関する規程の一部改正」でございます。

7ページをごらんください。今般の改正は、小杉小学校開校準備担当の学校事務職の助言指導者及び観察指導者を定めるとともに、様式等について所用の整備を行うものでございます。

恐れ入りますが、3ページにお戻りください。附則でございますが、この訓令の施行期日を平成30年4月1日とするものでございます。

説明につきましては、以上でございます。御審議のほどよろしく願いいたします。

【渡邊教育長】

以上のとおり説明をいただきました。何か御質問などございましたら、お願いします。

所要の整備ということでよろしいでしょうか。

それでは、議案第84号は原案のとおり可決してよろしいでしょうか。

【各委員】

<可決>

【渡邊教育長】

それでは、議案第84号は原案のとおり可決いたします。

議案第85号 教員特殊業務手当の支給に関する規程の一部を改正する訓令の制定について

【渡邊教育長】

次に、「議案第85号 教員特殊業務手当の支給に関する規程の一部を改正する訓令の制定について」でございます。

説明を庶務課担当課長、教職員企画課担当課長をお願いいたします。

【山田庶務課担当課長】

それでは、「議案第85号 教員特殊業務手当の支給に関する規程の一部を改正する訓令の制定について」につきまして、御説明申し上げます。

はじめに、今般の改正内容につきまして、教職員企画課担当課長から御説明申し上げます。

【佐藤教職員企画課担当課長】

教職員企画課でございます。よろしくお願いいたします。

教員特殊業務手当の改正概要につきまして御説明いたしますので、議案第85号の資料をごらんください。

はじめに、「1の手当ての概要」についてでございますが、教員特殊業務手当は特殊勤務手当の1つとして、川崎市職員の特殊勤務手当に関する条例第15条に規定しているもので、非常災害時の緊急業務や修学旅行・対外運動競技の引率指導業務、部活動指導業務等に従事した教員に支給されるものでございます。

次に、「2の国の動向」についてでございますが、国においては、部活動指導に係る教員の負担の実態を考慮し、部活動の適正化に向けた取組を進めつつ、平成30年1月より義務教育費国庫負担金の部活動指導業務に係る手当の増額を行ったところでございます。

併せて、部活動指導業務に係る手当との均衡等を考慮し、修学旅行等引率指導業務及び対外運動競技等引率指導業務に係る手当についても、増額を行ったところでございます。

次に、「3の本市の対応」についてでございますが、本市においては、今年度から国の改定趣旨である部活動の適正な運営に向けた取組を進めておりますことから、国の改定内容に準じて部活動指導に係る手当の改定を行うものでございます。

併せて、国と同様に部活動指導業務に係る手当との均衡等を考慮して、修学旅行等引率指導業務及び対外運動競技等引率指導業務に係る手当についても改定するものでございます。

次に、「4の手当の改定内容」についてでございますが、表の上から、修学旅行等引率指導業務及び対外運動競技等引率指導業務につきましては、4,000円から4,800円に、部活動指導業務につきましては、2,800円から3,400円に引き上げるものでございます。

最後に、施行日は平成30年4月1日とするものでございます。

私のほうからの説明は以上でございます。

【山田庶務課担当課長】

それでは、議案書の2ページをごらんください。

制定理由でございますが、「教員特殊業務手当の額を改定するため、この訓令を制定するもの」でございます。

3 ページをごらんください。改正の内容につきまして、新旧対照表で御説明いたします。左側が改正後、右側が改正前の条文でございます。

今般の改正は、先ほど教職員企画課担当課長から御説明申し上げたとおり、第3条3号アの「修学旅行、林間学校等において生徒、児童又は幼児を引率して行う指導の業務」であって「宿泊を伴うとき」、同条第4号の「対外運動競技等において生徒等を引率して行う指導の業務」並びに4ページまでにかけてございます、同条第5号ア（ア）、イ（ア）及びウ（ア）の「市立学校の管理下において行われる部活動等における生徒等に対する指導の業務」であって、「週休日又は休日等において業務に従事した時間が4時間以上であるとき」に係る額を改めるものでございます。

1 ページをごらんください。附則でございますが、この訓令の施行期日を平成30年4月1日とするものでございます。

説明につきましては、以上でございます。御審議のほどよろしく願いいたします。

【渡邊教育長】

以上のとおりの説明をいただきました。何か御質問などございましたらお願いします。

前田委員、どうぞ。

【前田委員】

1点だけ。文科省が出した週休日の部活の目安が3時間だったような記憶があるんですが、この週休日休日の4時間以上で2,800円が3,400円になるというのは、その関係が何かあるのかなと思ったんですが。4時間以上になることが、文科省の目安を守ると4時間以上にはならないわけですよね。その辺とのかかわりはどうなっているのかなと、ちょっと教えていただきたいなと思った次第です。

【辻健康教育課担当課長】

今の文科省といいますか、スポーツ庁のことですね。今度、今年度末までにガイドラインのほうを策定されるということで。やはり、その内容については、休業日につきましては3時間程度という形で示されているものでございます。川崎市としましても、その基準ガイドラインを基に川崎市独自のガイドラインを作成していく予定でございますので。それも含めた形で検討させていただければと思います。

【前田委員】

はい、わかりました。

【渡邊教育長】

よろしいですか。

それでは、議案第85号でございますが、原案どおり可決してよろしいでしょうか。

【各委員】

<可決>

【渡邊教育長】

それでは、議案第85号は原案のとおり可決いたします。

議案第86号 川崎市教育文化会館使用規則の一部を改正する規則の制定について

【渡邊教育長】

次に、「議案第86号 川崎市教育文化会館使用規則の一部を改正する規則の制定について」で
ございます。

説明を庶務課担当課長にお願いいたします。

【山田庶務課担当課長】

それでは、「議案第86号 川崎市教育文化会館使用規則の一部を改正する規則の制定について」
につきまして、御説明申し上げます。

はじめに、本議案につきましては、平成29年10月24日の教育委員会定例会におきまして
御審議いただきました、「川崎市教育文化会館条例の一部を改正する条例の制定について」の条例
案が、平成29年第4回市議会定例会におきまして可決、成立いたしましたことから、同様の趣
旨に基づき、川崎市教育文化会館使用規則につきましても一部改正を行うものでございます。

それでは、議案書の2ページをごらんください。制定理由でございますが、「大ホールを廃止す
るため、この規則を制定するもの」でございます。

3ページをごらんください。改正内容につきまして、新旧対照表で御説明いたします。左側が
改正後、右側が改正前の条文でございます。

今般の改正は、第4条第1項の表中、大ホールの項を削り、同条第2項中、「大ホール及び」及
び「大ホール又は」を削るものでございます。

次に、4ページにまいりまして、第13条は、第1項の表中大ホールの項を削り、同条第2項
中「大ホール又は」及び「大ホール及び」を削るものでございます。

次に、5ページから9ページにかけてでございますが、別表の1の表は大ホールの設備及びそ
の使用料を定めておりますが、同表を削り、9ページにございます別表の2の表を別表の1の表
とし、別表の3の表中「及び2」を削り、同表を別表の2の表とするものでございます。

恐れ入りますが、1ページをごらんください。附則でございますが、この規則の施行期日を平
成30年4月1日とするものでございます。

説明につきましては以上でございます。御審議のほどよろしくお願いいたします。

【渡邊教育長】

以上のとおり説明をいただきました。何か御質問ございましたら、お願いいたします。

よろしいですか。

それでは、議案第86号ですが、原案のとおり可決してよろしいでしょうか。

【各委員】

<可決>

【渡邊教育長】

それでは、議案第86号は原案のとおり可決いたします。

【渡邊教育長】

それでは、傍聴人の方に申し上げます。会議開催当初にお諮りして決定したとおり、これからは非公開の案件となりますので、「川崎市教育委員会傍聴人規則」第6条の規定に基づきまして、傍聴人の方は御退室くださいますようお願いいたします。

<以下、非公開>

【渡邊教育長】

それでは、ここで、少し休憩を挟みたいと思いますので、再開を40分でよろしいでしょうか。では、15分ほど休憩をお願いいたします。

(16時22分 休憩)

(16時36分 再開)

8 報告事項Ⅱ

報告事項 No. 4 教育委員会の権限に属する事項に係る教育長の専決事項の報告について

山田庶務課担当課長、池之上庶務課長が説明した。

報告事項 No. 4 は承認された。

9 議事事項Ⅱ

議案第87号 川崎市橘樹官衙遺跡群調査整備委員会委員の委嘱について

【渡邊教育長】

次に、議事事項Ⅱに入ります。

「議案第 87 号 川崎市橘樹官衙遺跡群調査整備委員会委員の委嘱について」でございます。
説明を文化財課長にお願いいたします。

【服部文化財課長】

「議案第 87 号 川崎市橘樹官衙遺跡群調査整備委員会委員の委嘱について」、御説明申し上げます。

川崎市橘樹官衙遺跡群調査整備委員会は、平成 27 年 3 月 10 日に国史跡の指定を受けた橘樹官衙遺跡群の調査研究及び保存整備・活用について、専門の立場から審議を行う教育委員会の附属機関でございます。

川崎市橘樹官衙遺跡群調査整備委員会につきましては、川崎市附属機関設置条例により、条例設置の附属機関として位置づけられており、任期は 2 年でございます。今回は、この 3 月 31 日をもって任期が満了となりますことから、新たに委員を選任するものでございます。

資料 2 ページをごらんください。委嘱者は 10 名でございます。8 名の委員につきましては再任することとし、古代史が御専門の島根大学法文学部教授の大橋泰夫氏と造園学や史跡整備の指導経験のある日本工学院八王子専門学校テクノロジーカレッジ土木・造園科講師の鹿野陽子氏を新たに委嘱するものでございます。

委嘱期間は平成 30 年 4 月 1 日から平成 32 年 3 月 31 日までの 2 年間でございます。

関連法規につきましては、お手元の資料の 3 ページ以降に「川崎市附属機関設置条例」を添付してございますので、御参照ください。

説明は以上でございます。御審議のほどよろしくお願いいたします。

【渡邊教育長】

以上のとおり説明をいただきました。何か御質問などございましたら、お願いいたします。
特によろしいですか。

【各委員】

<了承>

【渡邊教育長】

それでは、ただいまの議案第 87 号ですが、原案のとおり可決してよろしいでしょうか。

【各委員】

<可決>

【渡邊教育長】

それでは、議案第 87 号は原案のとおり可決いたします。

議案第 88 号 学校運営協議会を設置する学校の指定及び学校運営協議会委員の任命について

【渡邊教育長】

次に、「議案第 88 号 学校運営協議会を設置する学校の指定及び学校運営協議会委員の任命について」でございます。

説明を、教育改革推進担当担当課長にお願いします。

【田中教育改革推進担当担当課長】

「議案第 88 号 学校運営協議会を設置する学校の指定及び学校運営協議会委員の任命について」、御説明いたします。

今回、対象となりますのは、現在指定しております 10 校のうち、来る 3 月 31 日に指定期間が満了いたします 苜宿小学校と 稲田中学校の 2 校でございます。

資料 1 は 苜宿小学校、資料 2 は 稲田中学校からそれぞれ提出されました設置申請書類の一式でございます。

内容を短くまとめたものを議案書の 2 ページ以降に載せておりますので本日はそちらを基に御説明させていただきます。

まず、議案書の 2 ページをごらんください。いずれも再指定申請の理由といたしまして、今後も継続して地域と学校の協働による教育活動を行いたい旨が記されております。両校ともに学校運営協議会設置校として指定する前から、保護者や地域の方々の協力を得ながら、その思いに応える取組を重ねておりました。学校運営協議会が設置されましたことによりまして、以前にも増して保護者委員や地域住民委員から主体的かつ積極的な意見、あるいは具体的な支援をいただくようになりまして、周年行事が成功裡に終わったことを初め、日常的な教育活動の充実が図られるようになりました。

設置申請理由に述べられておりますとおり、円滑な学校運営のため、学校運営協議会の設置が引き続き効果的に機能すると考えられますので、指定期間を平成 30 年 4 月 1 日から平成 33 年 3 月 31 日まで更新し、再指定を行いたいと存じます。

次に、議案書の 3、4 ページの学校運営協議会委員候補者名簿をごらんください。

両校ともに保護者、地域関係者、学校関係者、学識経験者を主体として、16 名以下の構成となっております。校長からの聞き取りによりまして、いずれの候補者も学校運営協議会委員としての適性を備えていることを確認しておりますので、任期を平成 30 年 4 月 1 日から平成 33 年 3 月 31 日までとして、このとおり任命したいと存じます。

なお、校長及び教職員委員の人事異動に伴う任命につきましては、4 月 1 日付けの正式な発令を受けて、直ちに教育長専決を行い、その後の教育委員会で報告させていただきます。

また、本日は、御参考までにコミュニティスクールに関する本市の取組をまとめたパンフレット「地域と共に歩む」をお配りしておりますので、後ほど御参照いただければと存じます。

説明は以上でございます。御審議のほどよろしく願いいたします。

【渡邊教育長】

以上のとおり説明をいただきました。何か御質問などございましたらお願いいたします。

2校の再指定となっております。

前田委員、どうぞ。

【前田委員】

小学校8校、中学校2校で合計10校ですけど。増やすというか、コミュニティスクールを、そういう見通しというのはどうなんでしょうか。コミュニティスクールの良さというのも、認識されてきているように思うんですが。今後の見通しというのはどうなんでしょうか。

【田中教育改革推進担当担当課長】

現存の小学校7校、それから、中学校3校につきましては、先ほども申し上げましたように、学校運営協議会を設置する前から学校教育推進会議等を通して、地域とともに歩む学校づくりを進めてきております。現在も学校運営協議会を設置していない残りの学校におきましても、学校教育推進会議が機能して地域と共に歩む学校づくりは進んでおります。

ただ、一方で、国の地教行法の改正等もありますので、教育委員会といたしまして、川崎らしいコミュニティスクールのあり方については、引き続き研究・検討して、川崎ならではの学校運営協議会の持ち方、コミュニティスクールの進め方につきまして、さらに推進してまいりたいというふうに考えているところでございます。

【前田委員】

他都市でも部活動の問題についても、コミュニティスクールが解決の糸口になるんじゃないかという御意見も他都市との会合でも出ておりましたので。すみません、2校じゃなくて3校でした。3校あって、その辺の部活動のコミュニティスクールの中学校の3校の取組が、どのように部活動の運営に寄与しているとかそういうところで。できたら、コミュニティスクールは少し増やしていくということも考えていくべきかなと思ったもので御質問しました。

ありがとうございました。

【渡邊教育長】

法律が努力義務とはいえ、コミュニティスクールの拡大を求めているという状況にあるわけですよ。ですから、そこを十分踏まえて、今後取り組んでいくことが求められているのかなというふうに思いますので。まあ、こういう御意見もいただきましたので。また、30年度その方向で検討していただきたいなと思います。よろしく申し上げます。

他の委員さんはよろしいでしょうか。

それでは、ただいまの議案第88号ですが、原案のとおり可決してよろしいでしょうか。

【各委員】

<可決>

【渡邊教育長】

それでは、議案第88号は、原案のとおり可決いたします。

【渡邊教育長】

次は、人事案件となりますので、教育委員、教育次長、総務部長、庶務課長を除いて、それ以外の方には退出をお願いいたします。

議案第 89号 人事について

池之上庶務課長が説明した。

渡邊教育長が会議に諮った結果、議案第 89号は原案のとおり可決された。

10 閉会宣言

【渡邊教育長】

本日の審議は、これをもちまして終了でございます。どうもお疲れさまでした。

(17時01分 閉会)